

## 第 58 回高知県国土利用計画審議会

開催日時：令和 3 年 2 月 4 日（木） 13:30～

場所：オーテピア高知 4 階 研修室及び集会室

委員：石垣英司、岡部早苗、笹原克夫、玉里恵美子、畠中智子、広末幸彦、藤本武志、細川  
公子、松島貴則、山岡正史（欠席）、山本洋子

1 開 会

2 挨拶

高知県土木部長

3 議 題

（ 1 ）議事録署名人 2 名の選任

（ 2 ）諮問事項

令和 2 年度土地利用基本計画の変更について（案）

- 高知県土地利用基本計画図の変更 -

（ 3 ）報告事項

土地利用基本計画の報告事項について

- 林地開発許可等の状況 -

（ 4 ）モニタリング調査の結果について

（ 5 ）検討事項

土地利用基本計画書第 5 次改定について

4 閉 会

---

---

### 1 開会

（司会）

それでは定刻になりましたので、ただ今から第 58 回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めます用地対策課課長補佐の武中でございます。どうぞよろしくをお願いします。

まずは、開会にあたりまして、高知県土木部長の村田からご挨拶申し上げます。

### 2 挨拶

（村田部長）

皆様、こんにちは。高知県土木部長の村田でございます。本日は大変お忙しい中、第 58 回の高知県国土利用計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また

日ごろから本県の土地行政の円滑、適正な推進をはじめ、県政全般にわたりまして幅広いご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。いつもありがとうございます。

さて、土地は限られた資源でありまして、県民の生活、また産業の活動に大変不可欠な基盤であるとともに、次世代に引き継いでいかなければならない大切な財産であります。

本県では、南海トラフ地震を含む自然災害、こういったものに備える、安心・安全な県土利用、また、産業振興と調和した県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、こういった3点、基本的な考え方をもとに総合的な土地利用の活用、管理の質を高めていくといったことがますます重要になるというふうに考えているところでございます。

本日の審議会の内容でございますけれども、高知県土地利用基本計画図の変更案件につきまして、知事より諮問いたします森林地域の縮小案件2件につきましてご審議いただきたいと考えております。

続きまして、この1年間に林地開発の許可等を行いました7件につきまして、ご報告させていただきたいと考えております。

また、モニタリング調査の結果といたしまして、昨年の審議会でもいただきましたご質問等にあらためてご説明させていただきたいと思っております。

その後、高知県土地利用基本計画第5次改定、これに向けた今年度のワーキングがございます。ご検討いただいております。この座長の松島様からご報告いただきまして、皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

以上のように大変ボリュームのある議題となっております。委員の皆様にはご負担をおかけいたしますけれども、活発、かつ適切にご審議をぜひお願い申し上げます。

あらためて今後とも県政の推進にご支援賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、笹原会長、ご挨拶をお願いします。

(笹原会長)

会長の笹原でございます。

今回の審議会、先ほど部長のご挨拶にもあったように、最後の土地利用計画書の改定、これがある意味メインでございます。ただし、私ども、当然のように議題の(2)の諮問事項、そして、(3)の報告事項、ここで厳しく監視をするということも委員の皆さんにはお願いしているところでございます。無駄だと思わずにどンドンどンドン指摘をしていただきたいというところ、これはもう今回も重ねてお願いしたいと思っております。言い続けていると、どこかから誰かが動いてくれるということも結構ありますので、ぜひ疲れを知らずにご審

議いただきたいと思います。

特に議題の(4)を見ていただくと、「モニタリング調査の結果について」というタイトルを付けていただいております。内容、と、ご覧になればわかると思いますが、要はこれ、この国土利用計画審議会が法的に所掌業務以外のことでございます。ですけれど、審査、諮問、報告が終わっても私たちは見続けるぞという態度を示すためにこのモニタリング調査。法律上の権限が国土利用計画審議会にはないので、できる範囲は限られていますが、これも同じく重きを置いてやっていきたいというふうに思っておりますので、こちらのほうも皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、最後に、どんどん発言してくださいと私お願ひしておるんですが、一方で発言は簡潔に要領を得た発言をしていただくと、時間が30分超過、1時間超過ということが、私が委員長になってから当然のごとくなくなってしまっておりますので、少しでも短くしたいと思ひます。ですから、皆さん、簡潔なご発言ということでご協力いただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(司会)

笹原会長、ありがとうございます。

村田部長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

会議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。各資料は、フラットファイルに一式に綴じてインデックスを貼っております。

綴じている順で説明させていただきます。一番最初に「会次第」、次に「高知県国土利用計画審議会委員名簿」、次に「国土利用計画法 抜粋」、次に「高知県国土利用計画審議会条例」、同「運営要領」、その次に「諮問書(写)」、そのあとに資料集としまして、資料1から資料6まででございます。次に参考資料としまして、と、というふうに綴じておると思ひますけれども、ご確認をお願いいたします。資料の綴じ漏れはございませんでしょうか。不足のある方は申し出てください。

続きまして、前回の審議会後、異動によりまして1名の委員さんが交代となっておりますのでご紹介させていただきます。

お手元の資料でインデックスの「名簿」をご覧ください。

新しい委員は、高知新聞社編集局長の山岡様でございますが、まだ本日はちょっと到着されてないようです。

それでは新しい委員さんをお迎えしておりますので、初めに自己紹介をお願いしたいと思います。

(笹原会長)

山岡さんがまだ来てないんで、山岡さんが見えられて一段落してからやりましょう。はい。じゃあ、進めます。

(司会)

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたしますが、山岡委員さんが来られるという前提で確認いたしますと、委員総数が 11 名でございますので、山岡委員が来られたら 11 名全員のご出席ということになります。審議会条例第 5 条第 3 項に定められております 2 分の 1 以上の出席ということになりますので、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開することとなっておりますのでご了承願います。

### 3 議事

(司会)

それでは、会議に入りたいと思います。

会議の進行につきましては、審議会条例第 5 条第 2 項によりまして会長にお願いすることとなっておりますので、笹原会長、よろしくお願いします。

(笹原会長)

そうしましたらこれから会議を始めたいと思います。

まず、次第に載っております 3 の議題の(1)です。まずは、議事録署名人を決めなければいけないということで、私の一存で指名をさせていただきます。もし、よろしければ、引き受けていただければありがたいと思います。昨日の夕方、過去の議事録署名人のリストを見て、結構考えました。

そしたら私のほうからご提案でございます。1 人目が玉里委員、よろしいでしょうか。

(玉里委員)

はい。

(笹原会長)

もう 1 人が広末委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(広末委員)

はい。

(笹原会長)

そうしましたらこの 2 名でお願いします。

山岡委員、急遽欠席ということだそうです。だから自己紹介、いいですね。

そうしましたら、これから議題に入っていきます。議事次第を見ると「3 議題」の「(2) 諮問事項」ということで、「土地利用基本計画の変更について(案) 土地利用基本計画図の変更」ということでございます。

事務局、ご説明をお願いいたします。

(事務局 黒石)

用地対策課長の黒石と申します。本日はよろしく願いをいたします。着席してご説明をさせていただきます。

それでは、諮問書を読み上げさせていただきます。

「2 高用対第 487 号 高知県国土利用計画審議会長 笹原克夫様 高知県土地利用基本計画を別添のとおり変更したいので、国土利用計画法第 9 条第 14 項において準用する同条第 10 項の規定により諮問します。令和 3 年 2 月 4 日 高知県知事 濱田省司」

諮問書は、以上でございます。

それでは、引き続きまして、本題に入ります前に、毎年のごとでございますが、土地利用基本計画について若干ご説明をさせていただきます。資料 2 の 2 ページをお願いできますでしょうか。

土地利用基本計画とは、計画書と計画図で構成されておりまして、国が定める国土利用計画を基本といたしまして、都道府県が策定するものでございます。計画書については、本県では第 4 次の全国計画を受けまして、平成 23 年 3 月に策定しております第 4 次の土地利用基本計画が現行のものとなっております。計画図は、個別法に基づく区域の変更案件がありましたらその都度変更しておりまして、今回は平成 29 年度以来の 3 年ぶりの変更となっております。

3 ページをお願いいたします。

役割につきましてですが、各個別法に基づいて定められます諸計画の上位計画に位置づけられておりまして、それぞれの諸計画の総合調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方向を示すものでございます。

また、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、是正を求めることができる制度がございまして、土地の有効活用に対する指針となるものであるとともに、各個別法の規制についてもその基本方針を示すものとなります。

4 ページをお願いいたします。

計画書といたしましては、土地利用に関する基本的な方針や都市地域、農業地域など、五地域に区分した土地利用調整指針を定めておりまして、計画図としてはその五地域の範囲を示しました 5 万分の 1 の図面で構成されております。

5 ページをお願いいたします。

今、ご説明させていただきました五地域の範囲を示した図面につきましては、国土交通省が全国の土地利用基本計画図を統合・電子化をいたしましてホームページで公開をいたし

ております。

6 ページへ移ります。

審議会へお諮りする時期について記載してございます。

個別法によります地域・区域を変更する場合は、それと同時にもしくはその決定前に土地利用基本計画の図面を変更することとされております。

森林地域につきましても同様の取り扱いとなりますが、森林法におきまして、地域森林計画の変更は、伐採や造成が行われた開発行為完了後に行われるため、事後追認になることから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会にご報告させていただきまして、開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する審議をお願いいたしております。

土地利用基本計画の説明は以上でございます。何かご質問等がございましたら。

( 笹原会長 )

いかがでしょうか。毎度のことですが、よろしいでしょうか。

諮問書の説明をいただいたということで、そうしましたら諮問案件が2件ですね。これを個別に事務局からご説明いただいて、審議に入りたいと思います。じゃあ、お願いします。

( 事務局 黒石 )

それでは、資料1「土地利用基本計画の変更について(案)」と書いた資料でご説明をさせていただきます。

これは、国のほうで定めた様式でございまして、先ほど読み上げました諮問書の別添資料となっております。本日審議会で答申いただければ、国に提出をしまして、意見聴取を行い、変更する予定となっております。

それでは、その内容につきまして簡単にご説明させていただきます。

1 ページの「1 五地域区分の変更概要」をお願いいたします。

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域区分の変更概要の総括表となっております。

左側が現行計画の地域区分ごとの面積及び割合で、今回の変更は真ん中の欄、上から3つ目にあります森林地域を10ha縮小するものでございまして、後ほどご説明をさせていただきます2つの案件の合計面積となっております。右側が変更後の計画面積で、森林地域の面積は60万2,052haとなっております。

2 ページ、「(2) 変更地域別概要」をお願いいたします。

今回変更しようとする地域別の場所、面積、変更理由等を記載いたしております。今回は、須崎市1件、大豊町1件の計2件の森林地域の縮小案件がございまして、内容につきましては、資料2を使いまして後ほど個別にご説明をさせていただきます。

3 ページ「2 計画図(変更区域・変更位置図)」につきましては、この資料1の7ページから13ページに記載しておりますが、内容については、これも後ほどご説明させていただきます。

だきます。

4 ページ「3 計画書」につきまして、今回変更はございません。

5 ページ「4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果」をご覧ください。

「(1) 都道府県庁内での調整」は、県庁内関係課との調整結果を記載しております。昨年 10 月に土地に関する県庁関係課の協議組織であります高知県土地対策協議会に意見照会した結果、治山林道課より修正意見がございましたので反映をいたしました。

「(2) 市町村」は、今回の変更地域がある 2 つの市町への意見聴取の結果でございます。須崎市、大豊町いずれも「意見なし」との回答を頂戴しております。

「(3) 国土利用計画法第 38 条の規定に基づく合議制の機関」、つまり本日のこの国土利用計画審議会のことでございますが、答申をいただければ、その旨を記載し、国に提出することになります。

「(4) 国土交通省等との事前調整」は、国土交通省国土政策局総合計画課を通じまして、関係省庁と昨年 12 月に調整いたしまして、「意見なし」との回答をいただいております。

6 ページ以降は先ほどご説明させていただきました今回の変更区域や変更位置図でございますが、図面等で少々わかりづらい部分もありますので、この後、資料 2 を使って詳しくご説明させていただきます。

以上、簡単ですが、資料 1 の「土地利用基本計画の変更について(案)」にかかる説明を終わらせていただきます。

続けます。資料 2 を使いまして、今回の計画図の変更とその内容についてご説明をさせていただきます。

資料 2、7 ページをお願いいたします。

今回お諮りする「土地利用基本計画の変更について(案)」は、ここに記載をいたしております 2 件の森林地域の縮小にかかる案件となっております。

8 ページをお願いいたします。

まず、整理番号 1 の須崎森林地域の縮小案件についてご説明いたします。

場所は右側の位置図に示しておりますが、須崎東インターチェンジの南側にあります住友大阪セメントの工場の近く、須崎市押岡地区となっております。

開発にかかる森林面積は約 1 ha で、変更理由としては、開発地に隣接した県道沿いで運送業を営んでおります民間業者が北東の山、裏山ですが、に高台移転するための事業用地について、造成工事が完了したので計画の変更を行おうとするものでございます。

他地域との重複状況につきましては、用途に定めのない都市地域、農用地区域を含まない農業地域となっております。

9 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、民間事業者 A が駐車場及び事務所の高台移転を目的に開発を行うもので、平成 30 年 8 月に林地開発許可を受けまして、開発行為が令和 2 年 4 月 30 日に完了し、治山林道課によります林地開発の完了確認もされたことから、今回、森林地域

の面積を縮小することとしたものでございます。

事業区域は、2.5ha で、今回形質が変更された森林は約 1.5ha となります。

10 ページに完成写真を載せております。

11 ページをお願いいたします。

県の防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の範囲が示されたものに赤い枠線で開発エリアを大まかに示したものです。真ん中のあたりですね、大体。白抜きのちょっと枠線が太い赤になりますが、他の案件も同様でございます。

少し土砂災害警戒区域等について、ご説明をさせていただきます。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、土砂災害防止法に基づきまして、都道府県が指定する「土砂災害の恐れがある区域」でございます。

イエローゾーンは、急傾斜地等の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域でありまして、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。ただし、区域内であっても開発行為や建築物等の建築行為は制限されておりません。

一方のレッドゾーンでございますが、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域でございます。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。ここでいう特定の開発行為とは、住宅地の分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者利用施設の建築の開発行為であって、今回の審議と報告を行う案件のような事業用地の造成、残土処理場や太陽光発電は該当いたしません。

12 ページ、13 ページには、防災マップに関する補足説明を記載いたしております。

13 ページをお願いいたします。

県の防災マップでは、先ほどご説明させていただきましたレッドゾーン以外に法指定されている範囲で開発等に制限行為の許可が必要となるものとして、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法に基づきます砂防指定地、地すべり等防止法に基づきます地すべり防止区域がございます。地すべり防止区域は、砂防指定地があれば防災砂防課、保安林等があれば治山林道課、土地改良事業施行地域等であれば農業基盤課と所管が分かれています。

整理番号 1 の須崎森林地域の縮小案件についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

これ、以前、報告があったんでしたっけ？



(事務局 黒石)

これ、報告はありました。報告しています。

(笹原会長)

2年くらい前ですね。

(事務局 黒石)

平成30年。

(笹原会長)

30年。

(事務局 黒石)

2年前。

(笹原会長)

2年前ですね。何となく覚えておられる方もいらっしゃると思いますが。

そうしましたら、諮問ですから審議を行いたいと思います。いかがでしょうか。

まず、ちょっと私から1つ。11ページを見ると赤で囲んだ今回の地域が、これは土砂災害警戒区域の急傾斜地の崩壊、この赤で枠取りしてあって、黄色で塗ったやつですね。ここにかかっていますね、これは。

(事務局 黒石)

はい。

(笹原会長)

かかっているんですね？

(事務局 黒石)

かかっていますね。はい。

(笹原会長)

はい。ただし、土砂災害防止法によると、このイエローゾーンと言うんですけど、土砂災害警戒区域での土地の開発については、特に定め、規制はないということですね。

(事務局 黒石)

イエロー指定は、警戒していただく、危険を告知すると言いますか、危ないですよという告知になっておりますので、特に私権制限とか、そういった制限はかかっておりません。

( 笹原会長 )

はい。あとは、これは森林法なんで治山林道課さん、この案件、特筆すべきものが審議の過程でありましたら情報提供をお願いします。特になければあれですが。

( 治山林道課 )

特筆すべき点ということですが、ここについては特段ございません。

( 笹原会長 )

はい。わかりました。ということでございます。

森林法の個別審議では今のような状況だったということで、その情報も含めて、皆さん、ご審議をお願いします。いかがでしょうか。

( 委員 )

そうしたら。

( 笹原会長 )

委員。お願いします。

( 委員 )

今、10 ページのパーズを見てるんですが、この住宅がここに2軒写ってるんですが、これ、林地開発の開発地域外ですか。10 ページのこのパーズですよ。木造住宅みたいなのが2軒入ってるけど。

( 笹原会長 )

右のほうですかね。

( 委員 )

倉庫のようなものがあって。

( 治山林道課 )

治山林道課です。開発区域の外になります。

( 委員 )

外ですか。

( 治山林道課 )

はい。

( 委員 )

なるほどね。そしたらしょうがないですね。これ、10 月から法改正されて、急傾斜地崩壊危険区域の中の住宅を含む開発許可はなかなか下りなくなるという、今年の10月からそういう法改正されるんで、これは区域外やったらそれは関係ないですわ。わかりました。

( 笹原会長 )

ほかにいかがでしょうか。いかがですか。

津波から逃げるための高台移転ということで、目的はわかりますし、今の藤本さんのお話ありましたが、治山林道課さんのほうの審議でも特に大きな点はなかったということでございます。

そうしましたらこれで良とするということでよろしいでしょうか。

( 委員 )

はい。

( 委員 )

ちょっとすいません。

( 笹原会長 )

じゃあ、委員。

( 委員 )

整理番号のところでは、変更面積 1 ha っておりますけれども、実際は 1.46ha に変更するわけですね。こういったある程度の申請の面積とそれから実際の報告した面積とズレがあっても大丈夫というか。これは、もう最初のところより 1 点なにがしの数字を丸めとるという形ですか。

( 事務局 )

そうです。資料 1 の表にありましたとおり、最低がヘクタール単位になりますので、小数点第一位を四捨五入する形で全部処理をしております。ただ、その資料 2 に関して言いますと、全部をそれで切り上げるとちょっと乱暴なので、詳細まで載せさせてはいただいております。

ます。

(委員)

どうもすいません。はい。ありがとうございます。

(笹原会長)

ただ、資料2の7ページの変更面積を見ると1haになってますね。まあ、でもあれか。だから国土利用計画法上は、もうヘクタール単位だからもう1haでいかざるを得ないということですね。

(事務局)

そうです。頭出しはということです。はい。

(笹原会長)

ただ、実際は精査すると、この資料2の9ページにあるように、小数点以下もありますよということですね。はい。わかりました。数年前もこの数字のことで混乱があったかのようと思うんですが、そういうことだそうです。はい。

よろしいでしょうか。そうしましたら2件目の諮問案件に移りたいと思います。事務局、お願いします。

(事務局 黒石)

14ページをお願いいたします。

整理番号2の大豊森林地域の縮小案件についてご説明をいたします。これは、平成28年に報告をした案件でございます。

まずは右側の位置図に示しておりますとおり、高知自動車道大豊インターチェンジの西側付近に位置します大豊町津家地区になります。

森林地域の縮小変更面積は9haで、変更理由といたしましては、貯木場の造成が完了したため、計画の変更を行おうとするものでございます。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

15ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、森林組合Bが事業主体となりまして、貯木場の造成工事を行うもので、平成27年10月に開発許可を受けまして、平成30年2月に形質変更面積の縮小等の変更届を受理、令和2年7月20日に完了、林地開発の完了確認もされましたことから、今回、森林地域の面積を縮小することとしたものでございます。

事業区域は約14.8haで、形質を変更する森林部分は約9.4haとなっております。ちょっと見にくいんですが、図面左側部分、赤とか青とかの線で囲まれておる白い部分、そこへ貯

木場を造成いたしましたして、そこで発生した残土を、図面右側にあります残土場に運ぶ計画となっております。

16 ページに開発完了時の現地の写真、17 ページに開発エリアをお示しした防災マップを掲載してございます。なお、開発区域の形状のため、15 ページと 16 ページは、ページ左が北側、14 ページ、17 ページは、ページの上が北側となっております。

以上でございます。

( 笹原会長 )

はい。ありがとうございました。

そうしましたらこの大豊森林地域の縮小でございますが、まず、これも治山林道課さんですかね。何か、特筆すべき内容、ございましたでしょうか。

( 治山林道課 )

特にございません。

( 笹原会長 )

はい。了解しました。そうしましたら皆さん、ご審議お願いします。

ちょっと私から。17 ページを見ると赤で囲まれたところが今回の事業区域ですが、上のほうで青っぽく塗ったところにかかっていますが、これは何ですかね。ちょっと下の凡例を見ても青が3つあってよくわからなかったんですが。

( 事務局 黒石 )

土石流危険渓流の流域というふうになっておるようです。

( 笹原会長 )

土石流危険渓流ですね。はい。

( 事務局 黒石 )

まあ、危険を示すハザードマップ的なものです。

( 笹原会長 )

だけですな。はい。ですから皆さん、ご不満かもしれませんが、法的に何ら規制を与えるものではないところでございます。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

( 委員 )

よろしいですか。

( 笹原会長 )

委員、お願いします。

( 委員 )

先ほどの変更箇所、1.4646ha が記載上は 1 ha になる。で、今回も 9.3732ha が記載上は 9 ha になる。足し算すると 10.8378 で限りなく 11 に近いけどやっぱり記載上は 10ha になる。で、この 10ha で翌年、また次の計画変更というときに、延々と一番最初の数字だけの記載で小数点以下削除で続いていくと、いつの間にかその積算ってすごく大きな数になってるんじゃないかなという素朴な疑問を抱くんですがいかがなんでしょうか。

( 笹原会長 )

事務局、お願いします。

( 事務局 )

ごめんなさい。小数点 1 以下を削除ではなく四捨五入でさせてもらって、その資料 1 というのは、国土利用計画法の。

( 委員 )

それで、今回まとめて 10ha という計算でしたけど、四捨五入すると 11 になりますよね。

( 事務 )

個別で見させてもらってます。1 件、1 件で。

( 委員 )

だからちょっとおかしい。

( 委員 )

だからおかしくなりますよねという質問です。

( 笹原会長 )

いずれにしても事実上切り捨てになっちゃってるということですね。

( 委員 )

はい。

( 笹原会長 )

うん。

( 委員 )

四捨五入、四捨五入だけど、2つ、1.4646 と 9.3732 を足して考えると、四捨五入すると 11ha になる。でも個別で全部。

( 事務局 黒石 )

今回の両方とも四捨五入の結果切り捨てになっておりますけど、当然五入という場合もありますので、結果的には平均されるんじゃないかなと。

( 委員 )

大丈夫ですか。この数字のマジックを信じていて大丈夫ですか。

( 事務局 黒石 )

切り上げるケースもございますので、多少の誤差は出てくるとは思うんですけど、そこは、まあ。

( 委員 )

少し気になりましたので。

( 笹原会長 )

やっぱりこの土地利用基本計画上の、法律で定められているわけじゃないですが、ルールの中の問題点だと思いますので、今の畠中委員と先ほどの松島委員、お二人のご意見は指摘として捉えておいていただけるとありがたいですね。

やっぱりどこかで資料1の総括表、なんと言うかな、数字のつじつまが合わなくなる可能性が当然ありますので、理論的には。ちょっと今後の検討課題ということで、国交省の担当課等々にもお話しいただけるとありがたいと思います。はい。

( 事務局 黒石 )

そういった意見が出たということに記載しておきたいと思います。

( 笹原会長 )

そうですね。はい。ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

大豊町のこの計画については、確か、審議会、前回でもこの場で笹原委員長から、水の関係のきちとした処理はしてますかというか、水を、開発した水を受けるため池というか、何て言いますかね。

(笹原会長)

調整池。

(委員)

調整池をきちっと準備されてますねということで、図面で確認したうえで判断した、確かされていますということで、判断したかと思います。それはされてますかね、調整池は。この図面上で水の何か。

(笹原会長)

9ページですね。

(委員)

15ページにあるやつがそうなのかな。

(笹原会長)

15ページですかね。

(委員)

図面上で見て。

(笹原会長)

この絵、なんか見たな。

(事務局 黒石)

残土場の下のほうに。

(委員)

残土場の下のほうにその調整池がちゃんとついてますよということで確認はされているということですね。

(笹原会長)



そうですね。この真ん中の下に延びている骨みたいなやつですね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

これは確かご説明のものだったですね。はい。

(委員)

どうもすみません。

(笹原会長)

はい。とても重要なご指摘でした。水処理もちゃんときちっとしているということのご確認でございました。

あと何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、この諮問案件2番目、大豊森林地域についても了承ということで終わりにしたいと思います。

そうしましたら、これ、県知事から諮問書も出ていますので、答えてあげなければいけないということで、以上、今回諮問された2件の土地利用基本計画の変更について、すべて原案どおり了承するというところでよろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしましたらこれ、答申、返さなければいけないので答申書案を、確認のため、皆さんに配付するとともに、事務局からご説明をいたします。少々お待ちください。

答申書配付

(事務局 黒石)

それでは読み上げます。

2 国土審第2号 令和3年2月4日 高知県知事 濱田省司

高知県国土利用計画審議会長 笹原克夫

高知県土地利用基本計画の変更について(答申)

令和3年2月4日付け2高用対第487号で諮問のありましたうえのことについては、諮

問どおりの変更を適当と認めます。

以上でございます。

( 笹原会長 )

はい。ありがとうございました。

事務局からこの答申について説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたらこういうかたちで県知事のほうに答申をいたしたいと思います。ご審議ありがとうございました。

続きまして、今度は式次第でいうと、( 3 ) の報告事項でございます。報告事項と言いつつ、諮問に上がる前の予備審査みたいなのところもございますので、厳しい目で見ていただきたいと思うんですが。計 4 件でしたっけ？

( 事務局 黒石 )

いや、7 件です。

( 笹原会長 )

7 件。はい。そうしましたら個別に 1 件 1 件いきたいと思います。

まず、報告事項の 1 番が高知市(一宮)森林地域の縮小ということで、事務局からご説明をお願いします。

( 事務局 黒石 )

まず、資料 2 の 18 ページをご覧いただきたいと思います。

「 3 土地利用基本計画の報告事項について」という見出しで、林地開発許可等の状況を載せてございます。今回は、高知市 2 件、土佐市 1 件、土佐清水市 1 件、香南市 1 件、仁淀川町 1 件、佐川町 1 件、各森林地域の林地開発に関する 7 件についてご報告をさせていただきます。

19 ページをお願いいたします。

報告番号 1 の高知市(一宮)森林地域の縮小案件でございます。

場所は、高速道路の高知インターチェンジと高知ゴルフ倶楽部の間の山林でございます。開発にかかる森林面積は約 2 ha で、変更理由といたしましては、太陽光発電所建設の造成にかかる他用途への転用により、森林地域の縮小予定となっております。

他地域との重複状況につきましては、都市地域(市街化調整区域)と農用地区域を含まない農業地域となっております。

20 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、高知市山手町にあります民間事業者 C が太陽光発電所建

設を目的に開発を行うもので、令和2年5月に林地開発許可を受けておりまして、事業計画は1年の予定となっております。事業区域は、約5.11haで、今回形質を変更する森林は約2haとなっております。

続きまして、21ページをご覧ください。写真を掲載いたしております。

22ページをお願いします。開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてください。

報告番号1の高知市（一宮）森林地域の縮小案件に関する報告は以上でございます。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

報告事項ですけど、また厳しい目で見ただけであればありがたいと思います。

これ、治山林道課さん、何かコメントございますでしょうか。

（治山林道課）

ございません。

（笹原会長）

ということですが、何か、ご意見、ご質問ございますでしょうか。審議ではないんですが、審議並みのご意見と質問を。

（委員）

すいません。この高知市一宮の現地ですよ。現地の奥のほうに、ずっと「四国のみち」が通ってるんですが、その工事をするこの範囲ではないんですけど、「四国のみち」もなんか結構、整備もあんまりしてないですが、影響はどうなんでしょうか。ちょっと調べていただきたいと思ひまして。

（笹原会長）

事務局、いかがでしょうか。

（事務局 黒石）

はい。これはちょっとご確認して、また来年ということになるんですが、ちょっと長いんですけど。まあ、わかった段階ですぐにご報告は申し上げます。

（委員）

はい。私なんかもここをずっと家から歩いて、そのゴルフ場へ結構行ってるんですよ。その南側だと思うので、結構面白い場所なので、四国のみちを歩く人も結構いるから、その

影響もどうかと思ひまして。

(事務局 黒石)

はい。早急を確認させていただいて、個別にご説明、ご報告させていただいて、正式にはまた来年ということでご報告させていただきます。

(笹原会長)

もし特段の重大な報告がなければもう来年を待たずに。まず委員に報告いただいて、あとは全員にもまたメール等々でいただけるとありがたいと思います。多分これ、流域が別ですね、「四国のみち」と。

(委員)

ええ。ちょっとね、一つ谷が外れてはいるんですけど。

(笹原会長)

まあ、これは事務局に説明してもらいましょう。

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

はい。ほかに。

(委員)

はい。19ページの山林の赤丸してる。これは、既に林地開発取ってますから、5月に。造成済みか、今、土捨て場か何かで利用してるという、そういうことですか。もうかなり森林じゃない土の部分が写真で見えてますけど。

(治山林道課)

治山林道課です。個別法、森林法においては許可してますので。

(委員)

ええ。林地開発。

(治山林道課)

現地は今、造成中です。

(委員)

ということですね。

(治山林道課)

はい。

(委員)

ただですね、ちょっと心配になって。この、パラパラと見ると次の件も民間事業者Cが太陽光発電で林地開発を取ってるのを出してるんですが、ここの会社、僕も知ってるんですが、こういう計画をするときに、今、ソーラーパネル下がったけど、売電価格もものすごく下がってるんですよ。1kW、10円ぐらいになって。もうじき10円になるけど、この計画ははたしてこんな、2箇所も太い面積やって、いけるやろうかという、まあ、ちょっと気がしたんで。この事業を計画する場合、この林地開発なんかは、普通、農転の5条申請出すときに、一応資金計画で融資証明とか全部要るけど、林地開発は取らないでしょう？ 例えば、これぐらいの事業で、造成費が何千万(円)要るとか。

(治山林道課)

よろしいですか。

林地開発につきましても一応開発申請に必要な事業費、どれぐらいお金がかかって、自己資金、融資、どれぐらいあるのかというのは見させていただいてはおります。

(委員)

ああ、そうですか。

(治山林道課)

はい。

(委員)

ということは、これ、太陽光発電の、要は発電のパネルの、まあ、どれぐらいやるか知らんけど、1kWで二十何万ですからね。結構億単位がかかると思うけど、そんな融資証明も取ってるということですか。

(治山林道課)

この一宮に関しましては、造成までが民間事業者Cなんです。

(委員)

ああ、転売。

(治山林道課)

転売というか、まあ、多分その売電とか、発電事業者との契約で造成してるんだと思うんです。

(委員)

ああ。なるほど。ごめんなさいね。そしたら、ああ、そうか。事業は林地開発だけやって、太陽光発電は別の業者がするということですか。それやったらわかりました。

(治山林道課)

ちなみに、次のところは発電ではないのです。

(委員)

次は違いますかね。

(治山林道課)

はい。

(笹原会長)

ちょっと次の話は。

(委員)

すいません。ちょっと先走って言い過ぎたけど。この会社知ってるけどなかなかこれ、これぐらい資金力があるかなと思って、ちょっと心配になって。途中で放られたらいかんという考えのもとに、まあ、老婆心ながら言うんですが。まあ、ということで。

(笹原会長)

一昨年、去年、危惧されていた「転がす」、ですね。まだわかりませんが、転がすかどうかは。ちょっと、その意味では注目しておかなければいけない案件かと思しますので、皆さんも脳裏に残していただくのと同時に、あと、用地対策課さんと、治山林道課さんも、私どももこういう意見を持ってるということで、マークをしておいていただければありがたいと思います。

(治山林道課)

はい。わかりました。

( 笹原会長 )

いかがでしょうか。

じゃあ、そうしましたら次に報告番号の 2 番に行きましょうか。先ほど出た次の件ですね。じゃあ、事務局、お願いします。

( 事務局 黒石 )

はい。23 ページをお願いいたします。

報告番号 2、高知市（七ツ淵）森林地域の縮小案件でございます。

場所は右側の位置図に示しておりますが、先ほどの高知ゴルフクラブのある高知市重倉地区から県道 16 号線で少し土佐山方面に向かった西側の高知市七ツ淵の山林でございます。

開発にかかる森林面積は約 3 ha で、変更理由といたしましては、残土処理場及び資材置場の造成にかかる他用途転用により、森林地域の縮小予定となっております。

他地域との重複状況につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

24 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、報告番号 1 と同じ、先ほど委員がおっしゃられました民間事業者 C が残土処理場及び資材置場を目的に開発を行うもので、令和元年 9 月に当初の林地開発許可を約 4.8ha で受けまして、令和 2 年 6 月に林地開発の変更許可を形質変更面積を縮小して 3.05ha で受けております。林地開発の許可期間は、3 年間となっております。事業区域は、約 7.95ha でございます。

25 ページをお願いいたします。写真を掲載してございます。

26 ページには、開発エリアを赤い太線で囲みました防災マップを載せてございます。

報告番号 2 の高知市（七ツ淵）森林地域の縮小案件に関する報告は以上でございます。

( 笹原会長 )

はい。ありがとうございました。

これは、何か、25 ページの写真をみると、これ、現況ですか。ですからまだ事業、工事をする前だよという理解でよろしいですか。変更後の林地開発許可が 6 月なので、ちょっと始まっているくらいなんですかね。

( 治山林道課 )

現場のほうは若干の土は入り始めてはおります。

( 笹原会長 )

わかりました。工事は始まったということですね。

( 治山林道課 )

はい。

( 笹原会長 )

わかりました。そういう状況だそうです。いかがでしょうか。ご意見、ご質問、お願いします。

( 委員 )

そうしたら、いいですか。

( 委員 )

これはね、ちょっと僕も内容をわかってるもので。林地開発というか、土捨て場にして、それで工事残土を業者がここへ持ってきてどんどん捨てるという、お金を払って捨てるというふうな利用をされているということで、目的は残土処理場ですよ。かなり深い谷だったでしょう？ 谷のところへ何十万立米という残土をどんどん捨てらしゆうという内容ですね。多分、土を捨てて終わった後は、こういう資材置き場に利用するとか、こういう考えですよ。まあ、太陽光発電になるかもわからんけど。現状はだいぶ入ってます、土は。

( 治山林道課 )

今、ご質問にありましたように、跡地利用については平場は資材置き場ということで申請を受けております。太陽光にやるとなると、今度FIT認定を受けた土地じゃないとできませんので、FITがどうなるかもわかりませんが、そういうことから言うと、ここでは今のところ太陽光の計画はないと言えるかと思います。

( 委員 )

ええ。ないでしょう。はい。

( 笹原会長 )

残土を、お金を取って処理させる場所ということですね。

( 委員 )

土捨て場ですね。

( 笹原会長 )



土捨て場。だから。

(委員)

一番わかりやすく言ったら。はい。

(笹原会長)

業者が搬入してくると。

(委員)

うん。業者が入ってきて、トラックで、11 トン持ってきて、1車何千円で捨てらせてるという。そういうことをしてます。

(笹原会長)

わかりました。そうすると、これ、24 ページの図面を見ると右上に紫で塗ってある調整池。現段階の事業計画では、この集排水計画は妥当なものであるという理解でよろしいでしょうか。

(治山林道課)

ご指摘のとおり、妥当なものとして許可しております。

(笹原会長)

はい。わかりました。何かほかにございますでしょうか。

(委員)

質問してもよろしいですか。

(笹原会長)

はい。ご意見、ご質問、どちらでも結構です。

(委員)

24 ページのピンクのところなんですけど、ごめんなさい。数字のそこばかり気になる。形質を変更する森林、あるいは、残置森林というのが、変更後というのは要するに森林に手を加えるところが少なくなってるよという理解でしょうか。

(事務局 黒石)

そうですね。当初計画は、4.7 が変更後に 3.05。

(委員)

そうですね。で、そのときに、18 ページに今回の報告事項の一覧表あるんですけど、変更面積が 2 ha、3 ha、4 ha って数字が並んでますけど、これがよりたくさん森林が縮小しちゃうんですよ(という)数字なのか。

(事務局 黒石課長)

そうですね。変更面積です。

(委員)

変更面積がプラスなの？ マイナスなの？っていうのがわかりづらくて、もしかしたらこの報告番号 2 番というのは、当初はもっと縮小する予定だったけど、そこを減らして森林が残ってますよということなんですよ。

(事務局 黒石)

4.7。

(委員)

そのあたりがちょっとわかりづらいなと。

(笹原会長)

どうですか。

(委員)

森林からほかの地域に変える数字なんじゃないです？ これ。

(委員)

うん？

(事務局 黒石)

今、言われた森林地域から除かれる面積が 4.7 ということで、4.7 が 3.0 になったということです。

(委員)

ですよ。

( 笹原会長 )

24 ページの表と、さっきの 18 ページでしたっけ？の変更面積と対比してるとすると、この変更面積の 3ha というのは、24 ページの表のどれから持ってきたことになります？

( 委員 )

上から 2 段目。

( 委員 )

変更後の上から 2 番目の形質を変更する森林というところですね。

( 委員 )

森林区域が外れてほかの区域に変更されるということ。

( 事務局 黒石 )

当初、開発して 4.7 の森林区域を除くところでしたけど、それが変更計画によって 3.0 まで縮小、まあ、森林を開発する、森林を取り除くというんですかね、は、3.0 まで縮小したということ。1.7ha は森林が残りますということです。要は、開発の方向から見ておりますので、どうしてもこうした形になってきます。

( 委員 )

そうか。

( 笹原会長 )

だから変更面積が小さくなったんですね。

( 事務局 黒石 )

森林に影響を与える面積が若干小さくなったということことです。

( 委員 )

ということですよ。

( 事務局 黒石 )

そういうことです。

( 委員 )

なんかそのへんが一覧で見たいなと思いました。変更報告ですね。

(事務局)

会長、すいません。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。

(事務局)

すいません。資料2の18ページなんですけど、変更面積の3番目、5番目、7番目がそれぞれちょっと記載ミスがありますので。

(笹原会長)

ああ、そうですか。はい。 そうしたら、今、直しちゃってください。

(事務局)

3番目の土佐市宇佐の変更面積は、9haではなく10ha。5番目、香南市野市町の変更面積は7haではなく8ha。7番目の佐川町は1haではなく2ha。これは、それぞれの資料の一番初めは正しい数字になってるんですけど、集計表のほうだけちょっと誤った数字になっております。

すいません。もう一点なんですけど、うちのこの変更内容の照会の日付を9月の頭までの締め切りでさせていただいておりますので、今回、七ツ淵に関して言えば、当初許可と変更の2つの段階があると思うんですけど、ご報告させていただいたのは今回初めてになります。どうしてもその9月の仕切りをさせてもらっているんで、24ページでは2つの、当初と変更があるけど、今回報告は初めてということです。

(笹原会長)

令和元年には間に合わなかったということですね。

(事務局)

そうです。はい。

(笹原会長)

はい。わかりました。ということだそうです。

(委員)

わかりました。

( 笹原会長 )

いかがでしょうか。

( 委員 )

すいません。

( 笹原会長 )

はい。じゃあ、委員。

( 委員 )

はい。私、ほかのとこよくわからないんですけど、この七ツ淵ってなんか公園とか、そういうのに引っかかってないです？ 別に。渓谷、きれいなところなんですけど、そういうのには引っかかってないんですか。

( 事務局 )

そうですね。他地域との重複関係で見えています。あと、基本計画図のほうでも見えますけど、それはかかってないですね。

( 委員 )

ああ。

( 事務局 )

はい。

( 笹原会長 )

川のもうちょっと下流ですね。ここの事業区域。

( 委員 )

下流のほうなんですか。

( 笹原会長 )

うん。もっと上流というか。

( 委員 )

ああ、ほんとだ。神社のあれがありますね。

( 笹原会長 )

左のほうですね。

( 委員 )

わかりました。

( 笹原会長 )

はい。ほかいかがでしょうか。

そうしましたら報告事項 2 番はそういうことでございます。これも残土処理の後どうなるかというところがございますが、まずは残土処理を見ていきましょう。はい。

次、報告番号 3 番でございます。お願いします。

( 事務局 黒石 )

27 ページをお願いいたします。

報告番号 3 の土佐市森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図にお示しをしておりますが、土佐市宇佐地区の県道 39 号線の塚地坂トンネルを宇佐地区に抜けた東側の山林でございます。森林地域の縮小変更面積は約 10ha で、変更理由といたしましては、太陽光発電施設用地の造成にかかる他用途転用によるものでございます。

他地域との重複状況につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

28 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、福岡県直方市に本社があります民間事業者 D が太陽光発電施設用地の造成を目的に開発を行うもので、令和 2 年 8 月に林地開発許可を受けておりまして、事業期間は 1 年の予定となっております。約 7.3MW の太陽光発電所と聞いております。事業区域は、約 17.48ha で、今回形質を変更する森林は、約 9.67ha となります。

29 ページに写真を掲載しております。

30 ページには、開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてございます。

報告番号 3 の土佐市森林地域の縮小案件に関する報告は以上でございます。

( 笹原会長 )

はい。ありがとうございました。ご質問、ご意見いかがでしょうか。結構大きいですね。

( 委員 )

これって、昔、ゴルフ場か何かの計画があった跡なんですか？

(事務局 黒石)

そうです。もっと東側も含めたゴルフ場の開発があって、そこが撤退して、この民間事業者Dがその跡地を引き継いだというふうになります。

(委員)

そのときになんか出てなかったですか、開発計画とか。そこまで進んでなかったですか。

(治山林道課)

よろしいですか。

(笹原会長)

はい。お願いします。治山林道課さん。

(治山林道課)

昔ゴルフ場の予定地だったところ、民間事業者Dが今回許可を取りましたけど、その前に土佐市内の別の事業主さんが林地開発にちょっとかからない程度の面積で開発をしていたという経緯はございます。

(委員)

それはもうやまってしまったんですか。

(治山林道課)

そこから民間事業者Dに転売されております。

(委員)

ああ。わかりました。

(笹原会長)

ほか、いかがですか。ご質問、ご意見。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

じゃあ、委員、お願いします。

(委員)

さっきから見ていてちょっと私わからなくなっただけで教えていただきたいんですけども、他地域との重複関係というところがありますけれども、今、審議している内容、報告を聞いている内容はほとんどが森林地域の縮小案件なんですけど、森林地域が縮小して都市地域になる、農業地域になるというふうな理解でいいんでしょうか。もともと重複ということだったら森林地域兼都市地域だったんだよという意味なのかがちょっとわからなくて教えていただきたいんですけど。

(笹原会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

これは重複なので、フィルターのように、どっちが上とか下はないんですけど、森林地域、農業地域、都市地域とかっていう、今回で言うと3層のフィルターがかかっているということになります。

(委員)

ああ。

(事務局)

それで森林地域の場合は、林地開発の完了があって、治山林道課さんのほうで確認がされると、その情報が森づくり推進課のほうに行きまして、森林地域の縮小、森林地域から外すよという処理がされます。そうすると、3層のフィルターの1層の森林地域というものがなくなるようなことになります。なので、常にかかっているのはかかっています。ただ、農業地域とか、都市地域というのは、その縮小する考え方が違いますので、森林が森林じゃなくなったらイコール都市地域でもなくなるかというところというわけではありません。

(笹原会長)

独立なんですね、みんな。独立に数字が変わることみたいですね。

(委員)

フィルターの種類が違うということですね。

(事務局)



はい。

(委員)

はい。

(笹原会長)

よろしいですか。

(委員)

ということになると、先ほどから皆さんがご心配の、すべてが都市地域というフィルターがかかっているということになると、この開発業者が頓挫したら都市地域として住宅地になり得るということですよ。ということにはなりませんか。

(笹原会長)

どうですか。これは？

(事務局)

住宅地、都市地域だから住宅地。まず都市地域に住宅を建てる時は、それぞれの手続きが当然あると思いますし、なので、イコール都市地域では。

(委員)

建てられない地域ではないということですね。

(事務局)

まあ、そうですね。はい。

(委員)

ここは非線引き地域だから建てれますわ、住宅。宅地造成の許可さえ取れば。

(委員)

建てれます。

(笹原会長)

もともとそうだということですかね。ねえ。

(委員)

ええ。もともと宅地造成の可能性もあったんです。

( 笹原会長 )

あったと。

( 委員 )

住民の反対があつて。

( 笹原会長 )

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私からよろしいですか。災害の心配をするんですが、30 ページのハザードマップを見ると赤の区域ですね。尾根を挟んでいますけれど、赤の区域というのが、尾根を囲んでいるんですが、谷も含んでいると。その谷を見ると、その谷なのかな？ ちょっとよくわからないんですけど、その下流へ行くと黄色で塗られていて、水色の枠取りがあると。これは土砂災害警戒区域、土石流に対する土砂災害警戒区域ですね。土砂災害警戒区域自体はこういう土地利用規制をすることができないので、特に問題はないんですが、林地を開発して、例えばこれは土地造成だから素っ裸にしちゃう、ないしは、土を盛っちゃう。となると、雨が降ったときの水はけが良くなりすぎて、流出係数と言ったらあれだな、そうすると災害が起きやすくなるのかどうかはわかりませんが、土砂災害の発生という意味では影響が出てくる可能性がある。

ですからそうですね、これ、もろに尾根と谷を囲んでいますので。ちょっとこの審議会の目的とは違うのもしれませんが、今日は防災砂防課さんはおられないですが、そういう、この地域からの洪水流出、激しくなりますよね？ というところは少し情報共有をしておいていただけるとありがたいと思います。

( 事務局 黒石 )

28 ページの図面を 30 ページと合わせて(見て)いただくと、ちょうどあまり触らないところになっておりまして、会長がおっしゃられた黄色の土石流危険溪流の先に、ここに調整池を設けることにしておりますので、十分そこは配慮はしていただいていると思います。

( 笹原会長 )

林地開発許可のほうで審査をして、指摘をしていただいているということですね。

( 事務局 黒石 )

はい。

( 笹原会長 )

はい。わかりました。

( 治山林道課 )

よろしいですか。

( 笹原会長 )

はい。お願いします。

( 治山林道課 )

つけ加えますと、28 ページの図面を見ていただいて、左側、尾根部分のどこなんですけども、ここは極力土を削らずに、現状を利用してパネルを張るという区域になっています。土の移動量を少なくさせております。右側が若干削りますけども、その量も必要最小限に抑えて、そこにパネルを張るという計画でございます。

( 笹原会長 )

わかりました。そうしましたら土地の形質変更が最小限になるということですね。

( 治山林道課 )

はい。

( 笹原会長 )

わかりました。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら次に報告番号の4番に進みたいと思います。土佐清水市森林地域の縮小、お願いします。

( 事務局 黒石 )

31 ページをお願いいたします。

報告番号4の土佐清水市森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、土佐清水市大岐から下益野に抜けるふるさと林道の西側の土佐清水市上野地区の山林でございます。

森林地域の縮小変更面積は約4haで、変更理由といたしましては、残土処理場の造成にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

32 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、土佐清水市大岐に本社があります民間事業者 E が残土処

理場の造成を目的に開発を行うもので、令和2年5月に林地開発許可を受けておりまして、許可期間は3年間となっております。土佐清水市内で発生をしました公共残土を受け入れるとお聞きをしております。事業区域は約9.99haで、今回形質を変更する森林は約4.3haとなっております。

33 ページに写真を掲載いたしております。

34 ページには、開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてございます。以上でございます。

( 笹原会長 )

ありがとうございました。ご意見、ご質問ございますでしょうか。4.3ha ですね。

これは、33 ページの現況を見ると、土が見えるからもう残土を入れ始めてる状況でしょうか。

( 治山林道課 )

現状は道路をつけております。1 個目の調整池が完了しているところです。12 月ぐらいの時点でのお話にはなりますけども。

( 笹原会長 )

わかりました。そしたら12月時点ではまだ運び入れる前の準備の工事をしていただけですね。

( 治山林道課 )

そうです。

( 笹原会長 )

そういう状況だそうですが、いかがでしょうか。

はい。そうしましたら、次にいきたいと思います。報告番号の5番、香南市ですね。香南森林地域の縮小、お願いします。

( 事務局 黒石 )

はい。35 ページをお願いいたします。

報告番号5の香南森林地域の縮小案件でございます。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、香南市野市の県立のいち動物公園の上にありますシャトー三宝という、昔、ドラキュラ城とかって言いよったんですけど、お城のような建物が建っております三宝山でございます。

森林地域の縮小変更面積は約8haで、変更理由としましては、多目的広場及び残土処理

場の造成工事にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、普通地域及び第2種特別地域の自然公園地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

36 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、香南市赤岡町に本社があります民間事業者Fが、シャトー三宝の建っている周辺を多目的広場に造成、造成した際の残土を北側に残土処理場を設けてそれを処理するための造成を目的に開発を行うものでございます。令和2年4月に林地開発許可を受けておりまして、許可期間は3年間となっております。事業区域は約10.61haで、今回形質を変更する森林は約7.55haとなっております。

37 ページに写真を掲載いたしております。

38 ページには、開発エリアを赤い太線で囲みました防災マップを載せております。

報告番号5の香南森林地域の縮小案件に関する報告は以上でございます。

( 笹原会長 )

ありがとうございました。

そうしましたらご意見、ご質問ございますでしょうか。

シャトー三宝のところかと思いつつ、よく見るとその裏の斜面でうまく見えないところなんです。

( 委員 )

すいません。

( 委員 )

はい。ここの地域は、石灰岩地域でしょうか。三宝山、ちょっと微妙なところなんですけど、  
とか、シダなんかが出てくる場所なんです。石灰岩のところは。こっちも石灰岩なのかな、どうなのかなと思ひまして、ご質問させていただきました。

事務局注：以下、  
の伏せ字の箇所は、高知県情報公開条例第6条第1項第6号アに該当する希少動植物及び絶滅危惧種の分布状況や生育状況に関する事項が含まれるため、非公開として  
います。

( 笹原会長 )

事務局か、治山林道課さんか、おわかりになりますか。もしあれだったらまた持ち帰りの宿題にして、情報提供をお願いします。

( 事務局 黒石 )

はい。持ち帰りをさせていただきます。

(委員)

石灰岩でしたらかなりレッドデータの植物が出てきますので、ちょっと注意していただきたいと思います。

(笹原会長)

ほかにございますでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

はい。これ、三宝山のお城のとこなんですけれども、多目的広場をつくるというのはどういう、商業施設の開発ではなくて多目的広場をつくれるんですか。ちょっと意味がわからないんですけど。

(笹原会長)

これ、どうですか。

(事務局 黒石)

この会社で、この周辺のいろんな開発といいますか、観光も含めた開発をいろいろ考えておるとお聞きしております、駐車場とか、そういったのを含めた開発をここでするとお聞きをしております。

(委員)

直接のその開発の問題ではないかもしれないけど、こういう最終的に商業施設かもしれないわけ、それも含まれるのか、何かこう多目的広場っていう事業目的って、こういうかたちでよろしいことなんだろうかというふうに、ちょっと素人的なんですけど思うんですけれども。駐車場だから多目的広場なんですかね。これ、なんかこう開発して、また観光地の開発にするとか、正面からそういうふうな理由とかが。これには、そういうのはあげなくていいものなのか、ちょっとそのへんがちょっとわからないんですが。

(笹原会長)

ただ多目的広場造成工事って書いてあるから、そこの部分を。例えば 36 ページのこの黄色く塗ったところって広場なんですかね。このへん、どうですか。事務局か、治山林道課さん。はい。お願いします。

( 治山林道課 )

よろしいですか。一応、森林法の許可の関係で言いますと、多目的広場で特段問題はございません。

( 委員 )

なるほど。

( 治山林道課 )

で、財産権の行使にあたりますので、その事業者が商業的なことをやられる、やられん。そこで許可が必要ならまたその法律で許可を取っていただくというようなことにはなろうかと思えますけれども、先ほどありました駐車場、ちょっとしたイベント的広場的なことを考えているというようには聞いております。

( 委員 )

なるほど。はい。わかりました。

( 委員 )

これですか。

( 笹原会長 )

はい。

( 委員 )

僕の経験で、残土処理で、正蓮寺なんかも何箇所もある大手の土建屋さんがやったけど、残土処理で多目的広場とか使う場合は、大体残土を捨ててもらって、十分資金ができて、その後、墓地屋さんとか、要はそのままポンと売却して、あと墓地になったり。広場では全然利用価値ないし、何も無いところに駐車場経営は無理ですから、ここは観光資源とか、そういうのも難しいから。

( 委員 )

墓地もありますよね、そもそも。

( 委員 )

こういう名目でしといて、後で応用が利くように、墓地になるとかいう可能性はものすごく。今まで何箇所もありますよ、それは。まあまあ、現状ですよ。

(委員)  
現状ね。

(委員)  
ここがそうなるという話をしてるんじゃないですよ。

(笹原会長)  
まあ、民間事業者Fなんですよ。

(委員)  
ええ。

(委員)  
なるほど。なるほど。

(笹原会長)  
とりあえずそういう状況だということ。

(委員)  
とりあえず、これです。

(委員)  
なるほど。はい。状況で7haもいくわけですね。

(委員)  
せっかくワイナリーができるのにね。

(委員)  
下には車の博物館もありますから。

(委員)  
えっ？

(委員)  
車の博物館が。



(委員)

使い道のことについては、ここでは関係ないということだね。はい。わかりました。はい。ありがとうございます。よくわかりました。

(笹原会長)

そういうことで、これもちょっと注目しとくべきかもしれないですね。

ほかいかがでしょうか。そうしましたらよろしいでしょうか。次にいきたいと思います。

39 ページですね。報告番号の 6 番、仁淀川(町)森林地域の縮小でございます。お願いします。

(事務局 黒長)

はい。39 ページをお願いいたします。

報告番号 6 の仁淀川(町)森林地域の縮小案件でございます。

場所は右側の位置図にお示しておりますが、仁淀川町と愛媛県久万高原町の県境付近の山林、右下にちょっと白く見えるのが日鉄鉱業株式会社の鳥形山鉱山になっております。森林地域の縮小変更面積約 2 ha で、変更理由といたしましては、林道新設に伴う残土処理施設の設置にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複はございません。

40 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、高知県中央西林業事務所が幹線林道の開設に伴います残土処理施設の設置を目的に開発を行うもので、令和 2 年 3 月に連絡調整、ここは官が開発しますので、許認可ということではなくて連絡調整というかたちで、それが整っております、事業の期間は令和 30 年 3 月末となっております。事業区域は約 3.21ha で、今回形質を変更する森林は約 2.37ha となります。

41 ページには、写真を掲載してございます。

42 ページに、開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてございます。

報告番号 6 の仁淀川(町)森林地域の縮小案件は以上でございます。

(笹原会長)

はい。役所の案件でございます。特に西林業事務所ということで、治山林道課さんとの仲間内みたいなところもありますが。次は、7 番は国交省ですが、それはそれとして。いかがでしょうか。ご質問、ご意見。

(委員)

スーパー林道なんですか。スーパー林道をつくるんですか。

( 治山林道課 )

スーパー林道ではございません。

( 委員 )

違うんですか。

( 治山林道課 )

はい。

( 委員 )

ああ、違う。

( 治山林道課 )

1 ha を超えるものについては、先ほど事務局のほうからもありましたけれども、官の場合は、許可でなくて協議してください、連絡調整を行ってくださいということなんで、大きい林道というわけではないんですけども。はい。

( 委員 )

わかりました。

( 笹原会長 )

林道を今、いっぱいつくってますから。

( 委員 )

すごい事業年度やから、あれかなと。令和 30 年度にスーパー林道ができるのかなと。

( 委員 )

すごい。30 年も。

( 委員 )

30 年。

( 笹原会長 )

これ、なんでこんな事業期間が長いんですか、治山林道課さん。これ、ちょっと説明しといたほうがいいと思うけど。この事業年度の長さ。令和 2 年から令和 30 年。約 30 年(間)。

( 治山林道課 )

なかなか残土場というところが構えれないという部分がありまして、適地があれば、ある程度捨てれる、事業期間の間、道を抜く間、捨てれるところで残土場を構えますので、そうになると1haを超えて大きくなるんで、うちのほうに協議が事務所から上がってくると。たまたまここは、そういう案件でありまして、年間200mとか抜きながらなので、というところでございます。

( 委員 )

わかりました。すごく長くなるんですね。

( 治山林道課 )

そうですね。

( 笹原会長 )

私、高知県のことは知りませんが、森林管理局だったりすると、林道の改良延長、毎年小さいので、ちょこ、ちょこ、ちょこっと増えていくのでやっぱり長くなるということもございます。

( 委員 )

スーパー林道、いつできるんだろうね？ 貫通するまでに。

( 笹原会長 )

はい。お願いします。

( 委員 )

41番の写真の意味がちょっとわからないんですけど、説明してください。

( 笹原会長 )

これはそうですね。じゃあ、これは事務局、お願いします。いいご質問です。

( 治山林道課 )

ごめんなさい。これ、ちょっとあれなんですけども、ここ、一応、土盛りますよということの写真をつけておるものでございます。

( 笹原会長 )

これは写真が適当ではないですね。

( 治山林道課 )

そうですね。

( 笹原会長 )

ドローンを飛ばして上から撮っていただいたほうが、いいですね。

( 委員 )

意味がないです、これは。

( 笹原会長 )

これだったらなんと言うのか、間伐の状況みたいな写真なので、ちょっとだから資料としては不適當かと思えます。

( 委員 )

でも、私なんかにはちょっとこういうのを入れてもらおうとうれしいです。どういうのがあるかなというのが大体わかりますので。

( 笹原会長 )

そうですね。ちょっとこれはだから事務局にお願いしたいのは、的確な写真、図面等々を入れてくださいということで。ええ。

( 事務局 黒石 )

今回適当な写真がなかったものですから苦肉の策でこういうかたちになってしまいました。

( 笹原会長 )

高知県さん、ドローンを飛ばすのはお得意ですから。ドローンじゃなくても結構ですから、またね。

よろしいでしょうか。はい。

あとちょっと一点。私のほうから。その事業期間が非常に、30年近く長いということで、現状でどこまで計画してるのかわからないんですが、造成森林、要は残土、盛り土をしていったときのその集排水計画、要は集水池ですね、調整池等々の集排水計画というのは、今、どういう状況なんでしょうか。

( 治山林道課 )

これも許可と同じように集水計画等は審査させていただいております。調整池の話がちょっとありましたけども、計算上、調整池は必要のないところだったということについておりません。

( 笹原会長 )

はい。わかりました。そしたら審査されているということで。

まあ、2.3ha。はい。わかりました。だそうです。そうしましたらよろしいでしょうか。

そうしたら次、最後です。報告番号7番、佐川町森林地域の縮小、これが今度は国交省土佐国道案件ですね。厳しく見てください。

( 事務局 黒石 )

43 ページをお願いいたします。

報告番号7の佐川(町)森林地域の縮小案件でございます。

場所は右側の位置図に示しておりますが、佐川町西佐川駅の西、国道33号を越知方面に進んだ南側の山林でございます。森林地域の縮小変更面積は約2haで、変更理由といたしましては、国道工事に伴います残土処理場の設置にかかる他用途転用によるものでございます。他地域との重複状況につきましては、用途に定めのない都市地域と農用地区域を含まない農業地域となっております。

44 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、国土交通省土佐国道事務所が行います国道33号越知道路工事に伴う残土処理場の設置を目的に開発を行うもので、先ほどと同じように官ですので、令和2年4月に連絡調整が整っております。事業の期間は、令和5年3月末となっております。事業区域は約1.95haで、今回形質を変更する森林は約1.58haとなっております。

45 ページには写真を掲載いたしております。

46 ページをお願いいたします。開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてございます。以上でございます。

( 笹原会長 )

ありがとうございました。そうしましたらご意見、ご質問ございますでしょうか。

ちょっと私から。45 ページの左上の写真を見ると、奥のほうに一段高くなっているように見えて、その上に何か柵が立ってるんですが、ここってというのは何かもう使ってるんでしょうか。何なんでしょうか、この柵の中。

( 治山林道課 )

ここは

(事務局)

手前が事業区域になります。

(笹原会長)

はい。じゃあ、奥には手を出さない。はい。わかりました。あとはいかがでしょうか。

これも集排水計画は、連絡調整であっても通常の審査をさせていただいているということですね。

(治山林道課)

はい。そのとおりです。

(笹原会長)

わかりました。沈砂池。いかがでしょうか。じゃあ、畠中さん。

(委員)

すいません。質問です。もう一度。国交省、どこの道路をつくるための残土って言いましたっけ？

(笹原会長)

お願いします。

(事務局 黒石)

国道 33 号。

(治山林道課)

33 号ですね。越知道路。越知道路のトンネルとか、改良工事で拡幅して山を切るときの土がここに入ってくると。

(委員)

なるほど。

(委員)

越知町側だったりしないんですね。佐川町も関係するんですよね。

(笹原会長)

道路ってネットワークですから、やっぱり。

(委員)

はい。

(笹原会長)

結局、残土置き場がないということでしょうね、国交省さんの。ただそれはそれとして、厳しく見ていただけると。

(委員)

はい。わかりました。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

はい。

(委員)

ここの地権者は一体誰なんですかね。国がいうたらある人から土地を借りて、あるいは、その用地を借りたようなかたちで工事をして、そこに残土を処理するのか。それとも、国が買い取って国有地としてそこで残土を処理するのか。どういうふうになってますか。これはだから個人であれば個人の方が後はどういうふう自由に使っても構わないという、フィルターが外れた状態になるということですかね。

(笹原会長)

最後の質問が重要なので、いかがですか、事務局、ないしは治山林道課さん。

(治山林道課)

すいません。

(笹原会長)

はい。

(治山林道課)

ちょっと明確じゃないんですけど、記憶の中で話をさせていただくと、ここは確か国交省

が土地を買っていたと思います。おっしゃるように、土地の同意とか、借り上げでやられる場合も中にはございます。

( 笹原会長 )

現在は基本的には買収しますので。ですから、さっき最後に委員がご懸念されていたことは、一応起きない。国が管理する土地になるということです。

( 委員 )

どうかたちで、あとは野になり山になりでそのまま変更届を出したけど、後は山になっちゃったみたいな感じになるのか。

( 事務局 黒石 )

公共事業の場合は、委員がおっしゃられたように、非常に残土処理に最近困りますので、切り盛りでプラマイゼロになったら一番いいんでしょうけど、どうしても山を抜く道路なんかについては、そういった残土処理が伴いますんで、例えば自治体が持つておる、地元の役場が持つておる土地ですとか、そういったところを通常探しに行くんですけど。例えば国交省が土地を買って、そこに残土処理をして、その土地を最終的に国交省はどうするんだという、遊休地というか、無駄な土地が発生しますので、基本的にはそういった地元の自治体であったりとか、個人の土地をお借りしてというケースもあろうかとは思いますが。

( 委員 )

ちょっといいですか。

( 笹原会長 )

はい。

( 委員 )

言われてる意味は十分わかりますけど、もう実際はですね、どんなになっているかという、公共事業が発生するでしょう？ ということは、残土が何十万立米出るというのは大体わかるんですよ、建設業者は。で、現実にどんなにしているかということ、民間事業者とか、まあ、たまたま名前が出てから言いますが、それとか、有名な土建屋さんが山を買ってるんです。こういう谷のあるところを。で、残土処理で林地開発を取っついて、後でさっき僕が言ったようないろんな、墓地になったり、太陽光発電になったり、ゴルフの打ちっ放し場になったりしてるというのが現況で。

で、むしろ国交省の関係で残土処理場を構えるというのは、あまりないですよ。今まであまりなかったはずやけど、これは多分、全部賃貸で借りたら後でものすごいその土地に付



加価値が、フラットになるから出るから、全部、99%売買して。もう安いもんですよ。この山奥いうたら、反が10万(円)、一町が100万(円)以下とか、そんな金額ですから、現実の話をちょっと、ということです。借りるのはもうほぼない。

(事務局 黒石)

平場をつくりたい方と利害関係が一致すればというケースが多いかと思えますけど。

(委員)

そう。大体高知はそんなになってるという話をしてるんです。

(笹原会長)

多分先ほどの委員のコメント、最後、ボソボソとご質問があったんですけど、要はこの盛り土の維持管理が適正にされるのかどうかというところだと思うんですね。そういうところでもない？

(委員)

そうですね。

(笹原会長)

そういうことですね。はい。

ですから、施工完了直後はまだいいんですけど、それがどうなっていくのかというところもありますので、無理にとは言わないんですけど、例えば昔、残土処理をやっていたところ、今どうなっているのかみたいな、そういうご紹介、まあ、次回以降ですね、いただけると、ありがたいのかなと。

例えば30年経った残土の盛り土、今、法面がギザギザに浸食されてますよとかいうことであると、やっぱり。これは国土利用計画という問題ではないのかもかもしれませんが、問題でしょうし。ですから、ちょっとそういうところが非常に気になるなど。

多分、それ以上は、民間の土地になって、民間が土地利用するという、それをわれわれが駄目だという権限はございませんし、むしろ使っていただいたほうが。私の専門である災害とか、水処理については、使っていただいたほうが確実に管理されますので、そのほうがありがたい。ですから、そういう使っていないこの残土処理、盛り土が、例えば30年前のものが今どうなっているかですね、ちょっとそういうところ、もしよろしければ、次回以降で結構ですから、事例的にご紹介いただけるとありがたいと思います。

(委員)

一つまた、構いませんか？

( 笹原会長 )

どうぞ。

( 委員 )

ということは、農地法の5条申請と一緒に、開発許可、宅地造成の開発許可も含めて。あと、造成を、例えば農地法でしたら本当に造成して、目的どおり分譲して建て売りが建ってるかというのが一応前回出した許可の後追いをするわけです。これは県庁がやっていますから。で、林地開発なんかも前回、前々回の許可を取って、5年、10年経ってる後の利用がどうされているかというのがちょっとチェック項目に入ったほうが、今後、放ったらかしというか、その土地をもう幽霊土地みたいな状態にさすのをある程度セーブできるんじゃないですか。前の林地開発取った業者の今現在、10年前の造成とか、残置、土捨て場にあったものが、現況どうなっているかという項目があればですね、と思いますけど。

( 事務局 黒石 )

森林法のほうでは、この開発した後は追いかけてはいないですね。

( 治山林道課 )

ないですね。

( 委員 )

ないでしょう。

( 事務局 黒石 )

法でそこまでしばられておりませんので。後に出てきます、笹原会長からの提案でモニタリングという項目を設けておりますので、法的な根拠はないんですけど。そこ、立ち入りは当然他人の土地ですのでできませんので、調べれる範囲で毎年調べていったらどうかなどは今考えております。

( 委員 )

ちょっとすみません。さっきの話に反論せられんけど。この開発許可というのは県の知事の許可ですから、全部法律で開発指導要綱があって、宅地開発でも一緒ですわ。で、法律で全部縛ってるものじゃなくて、例えば後のモニタリングとか、事後の状況報告とかというのは、この開発の指導要綱の中へ、入れること、まあ、県がいくらでもやっていますんで、これはそんな無理な話では。前回、前々回の林地開発の状況、書くだけでもいいんじゃないですか？それだけでも随分、今後そういう抑止力というか、セーブになると思いますよ。

( 笹原会長 )

これ、担当課はどこになりますかね、県の中では？

( 委員 )

土木。用地対策課？ 都市計画課？

( 笹原会長 )

そうですね。ちょっとこの今回の審議会の中では結論が出ない話かもしれませんが、今の委員のお話、非常に重要で、むしろこの残土処理はきちっと固めますから私はむしろ安全だと思うんですよ。

( 委員 )

はい。安全ですね。

( 笹原会長 )

単なる林地開発ですね、ヤバいのは。特に小さいやつ。

( 委員 )

そうそう。それは危ない。

( 笹原会長 )

そういうやつフォローアップ、まあ、法律上の権限があるわけじゃないのでできないんですけど、それをどうするかということ。以前からこの審議会で問題になってます。そのための一つの案として、今、委員から土地、宅地。

( 委員 )

ええ。

( 笹原会長 )

もう一回、何要領でしたっけ？

( 委員 )

宅地開発の開発指導要綱で、農地を開発する場合に、例えば前回、会社が5条申請出したとして、農地を。今回出して、前回の、本当に売ってますかという調査されるわけですよ。で、それは前回、前々回の調査するから、この林地開発も県の知事の権限の許可になるから、

一応前回のモニタリング、状況を書く欄があっても、全然法律で拘束するというふうな話じゃないですからね、できるんじゃないです？

( 笹原会長 )

権限とあと財源と人的資源の問題がありますけれど、ちょっと今のご提案をまた持ち帰っていただいて、少しどこまで何ができるのか。あと、多分法律外の話になると思うんですが、今日、これから出てくるモニタリング調査みたいなかたちでできそうなのか。あとは要綱の中に書き込めるんだったらもっと強いですよ。ですから、そのへんの可能性をまた探していただけるとありがたいと思います。

これ多分非常に関係各課が広くなると思いますので、少し時間が必要かと思いますが、これはちょっと事務局に宿題として強くお願いしておきます。

( 事務局 黒石 )

何が、どんなものがあるって、何ができるか。

( 笹原会長 )

そうですね。

( 事務局 黒石 )

どんなものがあるかということの把握は、まず事務局としては必要になりますので、そこできちっと整理をしていきたいと思います。

( 笹原会長 )

後で出てきますけど、土地利用基本計画書の改定のために、新年度の半ばにでもワーキングをやるかもしれないという話もありますので、そういう場を使ってでも少し情報提供していただくとありがたいと思います。可能であればです。はい。

( 委員 )

そうしたら構いませんか。

( 笹原会長 )

あとは委員、お願いします。

( 委員 )

すみません。この、佐川の場所をちょっと確認したいんですけど。国道 33 号線ですかね、行って、  
ってありますよね。その 1 つあれですかね、向こう側、手前ですか。

(委員)

の南側。南側ですね。

(治山林道課)

そうですね。 の南側になります。

(委員)

南側の谷のほうですかね。

(治山林道課)

谷ですね。はい。

(委員)

谷。えっと、実はその の前後、どっちか忘れたんですけど、その山に希少種の情報があるんですよ。そこは地区の方も結構、まあ、大事にして、そこに行く途中なのか、その山は違うと思うんですけど。結構、地区の観光資源みたいにもなっているんで、地区の方にもきちんとした、私も知りたいんですけど、場所と、どういうふうなもので、どうなっていくのかというのがちょっと情報が知りたいです。

(笹原会長)

これは相手は国交省なので多分そういう情報があれば、敏感ですから、ちょっと個別にご対応いただけるとありがたいと思います。

(事務局 黒石)

確認をしておきます。

(笹原会長)

はい。状況だけ、またご報告ください。次回以降。はい。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら報告事項、以上7件で終わりでございます。

次、議事次第を見ますと、モニタリング調査ですね。(4)モニタリング調査の結果についてということで、2件ございます。

1件目は委員さん案件なんですけれど、2件目は例の室戸ですね。これも1件ずつですね、ご報告をお願いします。そしたら一宮のほうからお願いします。

(事務局 黒石課長)

はい。モニタリング調査の結果について、ちょっとご説明を前段にさせていただきます。

モニタリング調査につきましては、過去の審議会において諮問や報告させていただいた案件について、その後の開発や利用状況を確認し、お伝えさせていただくものでございます。

例年行っております土地利用基本計画の報告事項とは別の項目として、今年度より議題項目として位置づけることといたしました。土地利用基本計画の報告は、諮問に至る前段階といたしまして、林地開発の許可等という法的手続きの状況の報告を行っているのに対しまして、モニタリング調査、このモニタリング調査も、こういうネーミングにしたかどうかという笹原先生からのアドバイスでこういうネーミングにしたんですけれど、こういったこの調査につきましては、開発行為等が完了した後の利用状況を調査するものでございまして、その行為には法的根拠はなく、調査権がありませんし、立ち入り権限等はございません。ただ、しかしながら、この当審議会の場では何度も開発完了後の二次利用等についてチェック・監視することの重要性が議論いただいておりますので、当課といたしましては、できる範囲で調査をいたしまして、お伝えしてきたところでございますが、今後もこの形でモニタリング調査ときちと取り出しをして、お伝えをしていきたいと考えております。

今年度につきましては、モニタリング調査の結果として、昨年度の審議会でご質問をいただきました高知市一宮の産業団地造成の案件にかかる残置森林と希少植物の保護の取り組み経過と、同じく昨年度の審議会でご報告させていただきました室戸市羽根町のメガソーラーの案件の面積確定時期の変更についてご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1とベタ打ちで書いているペーパーになるんですが、昨年度の審議会でのご質問につきましては、10月27日に開催いたしました第1回のワーキングでもご説明させていただきましたが、あらためてお伝えをさせていただきます。

1-1の林地開発許可制度は、森林法第10条の2の規定に基づくものでございまして、保安林以外の森林での1haを超える開発行為につきましては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう開発行為の適正化を図るため、知事の許可が必要となっております。

その要件としましては、1つ目に災害の防止、2つ目に水害の防止、3番目に水の確保、4番目に環境保全、この4つがございまして、要件をすべて満たす場合は許可しなければならない制度となっております。

1-2の残置森林は、4番目の環境保全の観点で求められているものでございまして、その法の趣旨としましては、「開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることに鑑み、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である」とされております。

残置森林率は、1-3のとおりとなっております。

1-4、残置森林につきましては、資料3-2にありますとおり、地域森林計画に即した

維持管理を行う旨の誓約書を提出をさせておりました、この誓約事項は土地の権利者に承継されるものとなっております。

しかしながら、資料 3 - 1 に戻っていただいて、この 1 - 4 にありますとおり、当初計画の変更や従来計画の残置森林が変更計画や新規計画におきまして、開発の対象となる場合であっても、先ほどの林地開発許可の 4 つの要件を満たしておれば許可されるというところでございます。

2 番目にあります高知中央産業団地（高知市一宮）の経緯についてご覧ください。

平成 22 年 4 月に蛇紋岩を採掘していました民間事業者 G の開発行為が完了いたしました。その後、平成 27 年 12 月に県の企業立地課は、高知中央産業団地にかかる開発行為について治山林道課と協議を実施いたしております。用地につきましては、順次取得しております、用地取得が完了したのは平成 29 年 1 月となっております。平成 30 年 9 月に開発行為が完了をいたしました。

昨年の当審議会で、「10 年ほど前の審議会で残置森林は開発できないと県の担当者が言っていたように思う」とのご意見をいただきました件につきましては、過去の議事録を確認しましたところ、平成 23 年 2 月 16 日に開催致しました第 48 回高知県国土利用計画審議会の民間事業者 G の林地開発完了を受けた諮問案件の質疑の中で、資料に掲載してありますとおり、「残置森林について開発はできない、しないという形の誓約を取っている」とご説明しましたが、この誓約書は、当初の計画においてのものでございまして、先ほどのご説明のとおり、変更計画や別事業者による新規計画などが提出されまして、許可要件を満たせば開発は許可されるところでございます。

最後に、高知中央産業団地における希少植物保全対策につきましては、蛇紋岩地域の希少植物の生育が想定されたことから、高知大学の教授にご助言をいただきながら、種子や個体の採取を行い、播種や移植を実施しており、一部、生育し世代交代等が確認できた箇所もあるとお聞きをいたしております。

また、今後開発が予定されている東側につきましては、牧野植物園とも協議を行い、希少植物を少しでも保全するように努めるとお聞きをいたしております。以上でございます。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。ご意見、ご質問等々があれば。あると思いますが。はい。細川さん。

（委員）

これも私も立ち合わせていただいて、今、開発したところ先生の助言で種を蒔いたところは一切生育しておりません。それは全部失敗です。それで、今度のまた次の計画があるときに、それを踏まないようにということで、今あるところのススキとかを一応その崩れたところに持ってきて、そこでモニタリングをして、その工法でうまくいけばやろうということで、

話は、私も立ち合ってしまった。

現地に行きましたら、確かにやっていますけど、お粗末です。本当にその部分にいっぱい、きちんとするかと思ったら、ススキの株を5つぐらい、ポッポッポッポッと置いて、あと何にもしてないんですよ。これはモニタリングにも何にも、やりましたというだけのことで、それは植物園にも言いました。こんなのは全然モニタリングの対象にもならんから、きちっと、やるならきちんとやって欲しいということで。

せっかくそういうふうに機会をつくっていただいたので、私が言ってもちゃんと聞いてくれるようにはなりませんでしたので、ありがとうございました。また、個別に関わっていきたいと思いますので、ひょっとご迷惑をおかけすることになるかもしれませんが、よろしく願いします。

( 笹原会長 )

というか、そのありがとうございましたが、その結論だと困るので。

( 委員 )

ええ。そうです。

( 笹原会長 )

対応がいい加減であるということですね。はい。

( 委員 )

きっかけをつくったことには感謝してるんです。でもやり方は、もう不満いっぱいなんです。

( 笹原会長 )

それはあれですかね。その調査結果をもとに先生たちと一緒につくった、その対策の計画から考えて、やっぱりその基準、レベルに満たない対応しかしていないということですかね。

( 委員 )

そうですね。その以前に半分今やってるところを先生に助言して( いただいて )、そっちにある4種類のレッドリストの植物の種を蒔いてるんですよ、開発したところ。そのモニタリングは全然できてなくて、一緒にレッドの調査しに行ったんですけど、場所もわからないし、一切生育してなかったです。それにさらに表土が流れてしまって、工事そのものも失敗してるような感じで。じゃあ、その崩れたところに今半分の、今度やろうとするところの植物を移植してみて、どういうふうに植物が、植生が戻ってくるかを調査しようということに移してくれたんですけど、後で見に行ったらそんなお粗末な状態なんですよ。だからもう



少しまた植物園にも掛け合って、きちんとした工事というか、モニタリング調査ができるような。

( 笹原会長 )

植物園というよりは、担当課でしょうね。

( 委員 )

ええ。そうですね。

( 笹原会長 )

ええ。ここで何か結論を出すというよりは、議事録をきちっと残しておきたいので、状況をきちっとご報告をお願いします。

( 委員 )

はい。わかりました。

( 笹原会長 )

で、もう私は何も言いません。

( 委員 )

わかりました。ぜひそういったことをここでも、まあ、今後ですよ、うまくいくように皆さんの証人になっていただければ。

( 委員 )

なります。なります。聞きました。私。

( 委員 )

でも、問題提起していただいて、して、それから取り上げていただいていることはすごくありがたいです。大抵の場合、わからないうちに、あっ、しまったという感じですけど、その点についてはありがたいと思っています。でも厳しく見ていきたいと思います。

( 笹原会長 )

いかがでしょうか。

( 委員 )

県の事業ですから、ねえ、県がやらなかったら。えっと、きちんとやれば、ある意味、売

り物になるじゃないですか。ねえ。パンと出せますよ、牧野植物園も一緒に売り込めますから、ほかの企業団地なんかに牧野植物園と一緒に売り込めば。

(委員)

そうです。そうです。

(委員)

一つの事業になりますよ。それぐらいの頭でやってもらえたらと思います。

(委員)

で、まあ、まだ今度、来年度の開発地域では、絶対つつかないというところで、それで、私としたら牧野植物園の分園みたいなかたちで整備していただきたかったですよ。結構、県外からも蛇紋岩の植物を見に来る方がすごい多いんですよね。びっくりします、ほんというところ。こんな身近なところでこれだけ花の多いところというのは。だからもう開発したところは仕方ないとして、その周りをきちんと整備すれば、やっぱりウインウイン(win-win)の開発になるんじゃないかと思うんです。それを、まあ、県の牧野もね、そうですから。で、まあ、同じようにきちんと両方から言わんといかんと思って。

(委員)

いや、あのねえ、いい話やと思いますよ。うん。

(笹原会長)

そのウインウインとか、そのへんはわれわれの権限外の部分ですし。

とにかくご報告いただいたこととしては、まず、先生たちと一緒に議論した対応のレベルまで対応ができなかった。ですから、今後については、もう少しレベルの高い十分な対応をして欲しいということですね。

(委員)

レベルの高い。はい。

(委員)

はい。

(笹原会長)

これをしっかりと議事録に残しておきましょう。

(委員)

はい。

(委員)

はい。お願いします。

(笹原会長)

はい。事務局は多分何も答えられないと思いますので、それで結構です。

(事務局 黒石)

担当課のほうにはお伝えをします。

(委員)

そうですね。はい。

(笹原会長)

かなり過激な議事録になると思いますけど、いいでしょうね。

この件、いかがでしょうか。

(委員)

ちょっといいですか。

(笹原会長)

じゃあ、委員。

(委員)

もう大分(時間が)超過したんで簡単に言いますけど。これ、何ページかな? モニタリングの資料3-1の2枚目、これ、ちょっと引かかるんです。この民間事業者Gがもう今後開発できない、しないという誓約書を入れてる。これ、なんで入れたか、まあ、大体想像はできるんですが、もともと、これ、調整区域で、ここは市街化の開発を抑制するところで、今、3社ぐらいに高知市が売ってますわね。民間事業者Gの土地を造成して、民間事業者Hとか。

で、要は、そのとき、林地開発取るときに調整区域で、市街化を抑制する地域やからこの林地開発は制限加えられて、今後、二次的な開発をしませんというふうに誓約書を入れたという、これ、格好でしか取れないんですが。また、ここで見ると林地開発許可の4つの要件を満たしておるので、そのときに入れた誓約書は撤回されて、また今後、またこの開発が下

りるという意味に取れますけど。この誓約書は、そしたら入れたいきさつが、これ、非常に重要ですね。なぜ、この林地開発しないという誓約書を入れたかということが。

(事務局 黒石)

当初の計画に対して誓約書を入れたという。

(委員)

入れた。

(事務局 黒石)

当初、当初計画限りの有効な誓約書とお聞きしております。ですから、きちっと変更計画があれば変更手続きを取れば、ここに書いてあるとおりで受け取るというふうにお聞きをしております。

(委員)

いや、これは多分、調整区域だからそれ取ったんじゃないですか。

(治山林道課)

よろしいですか。

(笹原会長)

じゃあ、お願いします。

(治山林道)

治山林道課です。

残置森林のその誓約書に関しましては、調整区域だからということではございません。

(委員)

はい。

(治山林道課)

1ページ戻っていただきますと、環境の保全という観点から周囲に残置する森林を設けなさいと、周囲に森林を残しなさいというような基準になっております。なので、開発行為、終わった後のその周囲に森林が残っておる。で、著しい環境の変化がないように注意してくださいという観点から設けておるものです。ですので、新たにそこを開発しようとする場合は、その周囲に残置森林を設けてくださいという指導をさせていただいております。

( 笹原会長 )

はい。

( 事務局 )

すいません。この 3 - 1 の裏の記述の誓約書というのは、この右側の 3 - 2 の話です。

( 笹原会長 )

様式 8 ですね。

( 事務局 )

そうです。これは話の説明をその会のときというのは、この平成 23 年というのはこの 3 - 2 という資料は当然付いてなかったですので、口頭で説明をした。で、3 - 2 の 1 番目の項目に「残置森林等の維持」、一切転用しません、いたしませんという文言はあります。ただし、その後の変更計画とか、今回で言うと企業立地課が民間事業者 G とは何の関係もなく新たな新規計画を出したときに、民間事業者 G が入れた誓約書に関して言うと、引き継ぎはされているものの、結局、その、新たに林地開発の計画で 4 要件を満たせば周辺に残置森林を構えることによって既存の残置森林は開発が可能になるというようなことになりまして、反故にされたというわけではないと思います。

( 委員 )

ものすごい面白いことを……、初めて聞いたけど、そういうのが通用するということですね。

( 委員 )

ねえ。

( 事務局 )

この誓約書の意味がないわけではないですし、その法に則った、あくまで法に則った手続きをしてください。管理は地域森林計画に沿って管理をしてくださいというような話です。

( 委員 )

なるほど。なんかすっきりせん。

( 委員 )

素人にはなかなか理解できません。

( 笹原会長 )

だから森林法上は、これでオッケーになっちゃうという。森林法という観点では先ほどの4つの観点、先ほど高宮さんにご説明していただいた環境の保全という、これ、森林法第10条2、この観点で、だから林地開発許可の から か、これを満たせばいいと。それは多分、なんというのか、前の所有者だろうが、今の事業者だろうが、その観点は一緒だよということですね。ですから、森林法、林地開発許可の観点では、その時点ではオッケーであったということになりますね。そこはだから相手が企業だろうが、県のどこかの課であろうが観点は変わりませんよということですね。

( 委員 )

はい。わかりました。

( 笹原会長 )

そうしましたら先ほどの委員のご報告にありましたこと、それをですね、結論はとてもわれわれに出す権限もございませんので、そういうご意見がございましたということで、また担当課のほうにもお伝えいただければ幸いです。というかたちで締めます。これは、そうしましたらモニタリングの2件目ですね、室戸の林地開発、お願いします。

( 事務局 黒石 )

資料3 - 3をお願いいたします。

昨年度の審議会でご報告させていただきました室戸市のメガソーラー事業の案件でございます。この本資料につきましては、昨年度の資料の抜粋となっております。

場所は右側の位置図に示しておりますが、室戸市の西の端で奈半利町に隣接する山腹の室戸市羽根地区となっております。

本件につきましては、平成29年度に林地開発の当初の許可を受けておりました、29年度の当審議会への諮問・答申の結果、約37haの森林地域について一度土地利用基本計画図を変更いたしております。左の図の真ん中の斜線がない部分は、平成29年度の審議会を経て図面を変更した箇所となっております。その後、平成30年度と昨年度に変更の許可を受けまして、約7haと約3haの森林地域を縮小するという報告をいたしております。

本件につきましては、令和元年6月に林地開発が完了したため、通常であれば図面の変更の手続きが必要となります。しかしながら、地域森林計画及び森林地域の図面を所管いたします森づくり推進課に確認をいたしましたところ、本件については事業範囲が非常に広いため、航空写真を購入した上で森林地域から除く範囲と面積を確定することとございまして、土地利用基本計画図におきましては、個別法所管の課の範囲と面積の確定を受けてから当審議会にも諮問させていただき、図面を変更することといたしております。

昨年度の審議会におきまして事務局のほうから、航空写真の購入する時期を令和2年度と報告をしておりましたが、来年度、令和3年度に予算計上を行う予定でございます、面積の確定が来年度になってしまうとのことでございます。このため、本件にかかる土地利用基本計画の変更の諮問につきましては、来年度の予定となっております。

2ページをお願いいたします。

事業者が作成をいたしました図面上に昨年の3haの変更箇所を示したものでございます。図面の薄い茶色の小さな四角い部分がパネルを設置したエリアでございます、周辺部の白地を含む黄色の線で囲まれた範囲が形質を変更する森林に相当いたします。この事業の残置森林面積も加えた事業区域は、約117.98haとなっております。

3ページをご覧ください。

関係会社である民間事業者Hのホームページから完成写真と、当課が令和元年7月に現場に出向いた際に撮影しました写真を掲載いたしております。

以上でございます。

( 笹原会長 )

ありがとうございました。これもモニタリングですからわれわれに審査権限はないんですが、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

結局これ、来年諮問にかけられるということで、もう1回議論ですね。森づくり推進課さんのほうで事業用地が確定した後に諮問があるということですね。

( 事務局 黒石 )

そうです。

( 笹原会長 )

はい。

あとこの案件について事務局のお話があったんですが、ほかの何か情報があればお話しいただくとありがたいです。何か情報お持ちですか。特にないですかね。はい。ということでございますが、何かございますでしょうか。

( 委員 )

ちょっとした興味なんですけど、これぐらいの開発して、漁業組合とかからなんか話、来ないですか。最近は来ないですかね。

( 事務局 黒石 )

いえ。漁協のほうにもきちっとその会社がお計画をお伝えして、了解を得ているとお聞きしております。

(委員)

ああ、話してるんですか。ああ、わかりました。はい。

(笹原会長)

ほかいかがでしょうか。

(委員)

はい。モニタリング調査そのものとは、ごめんなさい、関係のない視点ではあると思うんですけど。私、この1年は全然飛行機に乗ってないんですが、飛行機に乗ると飛行ルートなんですよね。で、眼下に真っ青な土佐湾の海と、それから高知の緑の山々とのはずが、ものすごい広い面積でパシーンと光を弾くソーラーの風景というのが、何か山の青さ、海の青さというのを観光ではとても大事にしているのに、一方開発というのがこんなふうに進んでいって、緑の山として一番多分身近に見える、飛行ルートからすぐ見える山がどんどんそういう景観をなくしていくんだなと思うと、なんだかなという気持ちなんです。だからといって飛行ルート以外に構えるとかいうつもりはないんですけど。

ずっと何かそういう土地利用っていうのをどういう観点から捉えるのかって考えると、観光という目線もとても大事なことだと思うので。そんなにどっちを大事にするかって簡単に答えはもちろん出ないと思うんですけど、こういう開発許可というのがそういった目線とまったく違うところで進んでいくのだなと、毎回無力な思いをどうしてしてしまうなという、感想です。ごめんなさい。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。来年も見れますから、何かまた観点が出てくるかもしれません。今の委員のお話、そうですね。はい。そしたら。

(委員)

すみません。

(笹原会長)

委員。

(委員)

すみません。また面倒くさいことを言いますが、多分開発申請が近々出されると思うんですが、高知市の鏡のほうですね。草峰の北のところ。



( 笹原会長 )

ちょっと待ってください。この案件ではない？

( 委員 )

この案件じゃないです。

( 笹原会長 )

そしたら、1回、これでモニタリング調査については意見交換を終わりにしたいと思いません。

( 委員 )

すいません。どうも。

( 笹原会長 )

はい。そこでいきなり委員が「ちょっと待って。ちょっとモニタリングということで思い出しました」と発言されましたね。

( 委員 )

すみません。

( 笹原会長 )

はい。モニタリング。

( 委員 )

いいですか。

( 笹原会長 )

いいですよ。

( 委員 )

はい。どうも申し訳ありません。開発申請が近々出されると思いますので、またそういった鏡地区の草峰の北です。石灰岩地域です。石灰岩、石灰石の鉱山として開発されますので、申請が出ると思います。現地では説明会も終わってますが、こういった、ここでも情報をきちんと仕入れていただきたいと思います。

大体場所は私も把握してるんですけど、結構石灰岩って貴重な種があります。業者に言うと、それを移植するって言うんですよ。絶対移植できないのに移植するっていう話もありま

すので。それからその地区の人が、ここはもう開発されるからあそこにあるものを全部取ろうという話もいろいろありまして、そういったどういうふうな行程で申請されて、どういうふうな道をつくってというのも情報としてきちんと知りたいと思いますので、また情報をキャッチしていただければと思います。よろしくお願いします。

( 笹原会長 )

お願いします。

( 事務局 黒石 )

はい。実は民間事業者Ⅰが開発する件だと思いましたが。

( 委員 )

そうです。

( 事務局 黒石 )

実は、当課が所管する土地基本条例で、10ha 以上の開発に関しては、その条例を 1 回通して、各個別法、森林法であるとか、そういった個別法に入っていくという条例を所管しておりまして、今、当課のほうに、今年の 10 月 9 日にその書類が出てきております。

その条例の中で、審査、許認可をするものではなくて、いわゆる開発行為に先だってどんなものが、どういう検討をしていく必要があるのか。例えば、法令は漏れがないようにするんだとか、住民の方に十分説明、まあ、反対はもちろん起こるわけですけども、説明の機会を設けておるかとか、そういった注意事項とか、そういったところを関係各課もしくは地元自治体、高知市から意見をいただいて、それを事業者に渡して、事業者がどういう対応をするかという返事をまたその各課に戻すと。あとはそういったかたちで、われわれの条例が各個別法なりとつなぐ役割をしております。

今その条例に計画書が出てきておる状況でございます。ただ、説明会、まだ進んでおりません。

( 委員 )

そうですか。

( 事務局 黒石 )

ええ。鏡地区、20 地区あるんですが、今、7 地区済んでおりまして、今ちょっと足踏み状態にあるとお聞きをいたしております。

高知市からの意見としまして、当然その、鏡地区だけの吉原川沿いの県道だけではなくて、かなり細い道路ですので、それだけではなくて、その手前の県道、県道というか、鏡川沿い

の市商から北のほうですね、鏡庁舎まで行く道についても学校がありますし、幼稚園なんかもありますんで、そのあたりの地区の方にも説明をして欲しいという要望が高知市のほうから出ておりますので、そのあたりがまだ進んでおりませんので、条例の協議が終わるまでは森林法なりの開発申請は一応できませんので、まだまだ先になろうかと。

その説明会についても、どこ、どの範囲でやるかとか。鏡地区は20地区でやるという方向らしいんですけど、その日程がまだ決まっておりません。残りの13地区ですか。そのあたりがまだ十分整理ができておりません。うちの土木部のほうで道路についての要望を受けておりますが、なかなか費用もかかりますので、そのあたりも整理をしながら、事業者に対してどう進めていくのかとかいうことを詰めていきたいと。原課のほうはどうかとか、そういったところは考えておるようでして、今日のところ、このあたりぐらいしかちょっとお示しする、お知らせすることはできませんが。

ただ、繰り返しですが、説明会がまだまだかなりありますので、すぐに申請ということにはなりません、申請が出てくる状況になりましたら、当然その住民の目といいますか、県民の注目されておる事業になりますので、この場でご報告をさせていただきたいと考えております。

(委員)

環境調査なんかはまだされてないですよ。

(事務局 黒石)

環境アセスとか、法、条例では、ここにつきましては、対象外になっておるようですので、義務規定はないんですが、地元のほうから説明会なんかでクマタカの営巣地が近くにあるとか、そういった意見も出されておりますので、そのあたりもきちっと整理をするというふうに事業者はお答えしておるとお聞きしております。どんなかたちで調査するのか、ちょっとわれわれも承知してないんですけど、どういう対応をするのか見ていきたいと考えております。以上です。

(笹原会長)

よろしいですか。そういう中でできるだけ見ていただければありがたいと思います。はい。そうですね。じゃあ、よろしいですか。そうしましたら長くなりましたがモニタリング調査、終わりにしたいと思います。

時間もない中ですが5分ほど休憩を取りたいと思います。自分の時計が信用できないので、とにかく5分経ったら再開したいと思います。

次は土地利用基本計画書ですね。はい。これでいったん休憩です。

《休憩》

( 笹原会長 )

さて、そうしましたらよろしいでしょうか。多分5分経ったと思うので、再開をしたいと思えます。

議事次第を見ますと、( 5 ) 検討事項「土地利用基本計画第5次改定について」ということで、今日のメインイベントに入っていきたいと思えます。

この基本計画書につきましては、昨年度に引き続いて松島委員に座長をお願いして、委員は外して、敬称略でいきます。石垣、畠中、細川、山岡、そして山本さんの6名がワーキングメンバーでございます。その6名を中心に、今年度は10月に拡大ワーキングまでやっていただいたと。大変なご努力を皆さんにさせていただいたわけです。

それで、今日の高知県知事に対する提言として、今までのワーキングの意見等を取りまとめたという状況でございます。

そうしましたら、ワーキングの座長にワーキングの検討状況のご報告をお願いしたいと思えます。

( 委員 )

ワーキングのほうで、第5次の改定について検討し始めて、今年で3年目が終わろうとしています。最初の年には、参考資料の一番最後のページ、この色刷りのページですけど、この一枚に計画案がわかるような図をつくれというのが最初の年にいただいた仕事でしたけれども、いきなりこれをつくるのはなかなか難しいということで、小学生向けのパンフレットをつくったり、いろいろ土地利用基本計画をみんなに知ってもらうにはこの一枚刷りではなくて、もっと別の工夫が必要だろうということで、いろんな案をつくって作成しました。

2年目は、ちょっとまとともに取り組もうということで、この案について図案をつくらうということで検討を始めました。その中で、やはり県土の利用についての基本方針について見直していこうということで、資料5「高知県土地利用基本計画書新旧対照表」というのがございます。その5ページ目から「県土利用の基本方針」というところがあって、先ほど県の土木部長さんのほうから説明がありましたとおり、この旧のほうの土地の基本方針のところでは3つの方針が書かれています。

10ページ、11ページ、「県土の質的向上」ということで、安全で安心できる県土利用、それから、産業振興と調和した県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、この3つの方向が旧の計画のほうでは基本方針として、県土利用の方向として示されていました。そのところから検討し直して、ちょっと整理していこうということで、2年目、ワーキンググループのほうで、基本方針、3つでいくかどうか検討しました。

そうした中で、やっぱり文化的な県土利用というのも考えたらどうか。歴史・文化を守りつなげる県土利用というのも考えたらどうかということが出てきました。また、安全で安心

できる県土利用と一括りにしているけども、ここを2つに、災害に強い県土利用と、暮らしを維持する県土利用に分けて考えたらどうかというふうに出てきました。

それで、2年目のワーキングの最終的な検討結果として、3つの旧の基本方針を5つに再編して、県土の利用計画書をつくったらどうかということで議論が終わったところです。

今年、その5つの基本方針に従って、さて、実際に新たな基本計画案をつくったらどうなるかということで検討することになりました。検討に先立ちまして、事務局と委員長と私のほうで議論しまして、どういうふう以案づくりを進めていこうかということで、当初、この5つの基本方針に沿ったかたちで新たな原案といいますか、素案をつくったところですが、委員の皆さんの意見をこの計画案の中にどれだけ盛り込んでいくか。

計画の中に、私たちがいろんなかたちで国土の利用計画に従って審議を進めていくうえでの考え方とか、そういったものをこの計画に盛り込むのか。それとも、別途、この委員会の意見として取りまとめて、ここの場で審議して、委員会としての意見を付与して計画は計画で別途につくるのかということのちょっと議論が出てきまして、私たちの意見は、委員長の案として意見書として別途取りまとめる。計画には計画で前の計画を踏襲したかたちの新たな5つの基本方針に再編し直してきちっと作りましょう。委員会として、つくった計画に従って審議を進めていくうえでの考え方、あるいは、ものの見方というのは、意見書として、別途まとめて、あわせて2つ提出していきましょうということで、ワーキングで検討していく……、2つのその方向で検討していくべきことで決めて、今年度、10月27日に第1回、そして、12月2日に第2回のワーキングを開いて、その案についてまとめてきたところです。

まとめた結果が資料4「高知県土地利用基本計画の第5次改定にあたって（提言案）」というかたちで、笹原会長名で、この審議会、委員会の計画を策定、それを実際に新たな計画に基づいて、審議を進めていくうえでの基本的な考え方、立場についてまとめたものが資料4でございます。

そして、資料5のほうが、旧、3つの基本方針に従ってまとまっていたものを5つの基本方針に改定してまとめ直して皆さんに見ていただいた結果のものでございます。今回はこの両方をここに提出して、皆さんの最終的な確認、ご意見をいただくということになりました。

後ほど、資料6のほうで今後の第5次改定に向けてのスケジュールの説明が事務局からあるかと思えますけれども、来年度の計画の策定というか、計画の公表といいますか、答申に向けてのスタートがここから始まるということで、資料4の提言書、そして、資料5の新旧の計画の対照表をあわせて関連各課のヒアリングに回っていくという話になるかと思えます。

以上が経緯の説明になります。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。  
事務局のほうで何か補足説明ありますか。

(事務局)

今、先生のほうから少しスケジュールの話をしていただきましたけれども、事務局から、資料6をご覧ください、スケジュールに関して少しお話をさせていただきます。

「土地利用基本計画書改定リスケジュール」ということで、本日は、真ん中ほどにありませんけども、2月4日で、本日の審議会で先ほど先生がご紹介いただきました提言書と、あと土地利用基本計画書、本文のほうの素案を協議していただいて、ご承認をいただきたいというふうに思っております。

その後、3月頃に県庁内の関係課であったりとか、県下の市町村のほうに意見照会をできたというふうに思っております。その中で、各個別法の中であったりとか、県の市町村であったりとかから意見が出てくると思いますので、いろいろ修正というものが入ってくるかとは思います。そういったものを反映したものをまた計画の中に入れ込みまして、この資料上では6月というふうに事務局の案では書いておりますけども、6月頃に臨時の国土利用計画審議会を開いていただいて、修正案を協議いただけたらなというふうに思っております。

そこでご了承いただきましたら、その後、パブリックコメントを実施しまして、国交省、国のほうに事前の調整なりをさせていただいて、その後、県議会の12月議会になりますけども、報告をしまして、来年度、令和4年の2月頃の第60回の高知県国土利用計画審議会の場で最終的に諮問をさせていただいて、ご了解いただけたら公表ということにさせていただけたらということで、現時点でのあくまでも最短のスケジュールですけども、そういうふうに考えております。以上です。

(笹原会長)

ありがとうございました。

座長から基本的な計画書及び提言についてご説明いただいて、その後、事務局から資料6の今後のスケジュールですね。ですから、正式に諮問は1年後の審議会で行うと。ただし、大事なこととしては、令和3年度、次年度の途中で臨時回の審議会をやると。それをもってパブコメ用の修正案を承認して、パブコメ等々、その後の作業に県に入らせていただくということでございます。

そういうご説明があったんですが、これから皆様のご意見、ご質問を伺いたいと思います。ちょっと協議をしたいと思います。いかがでしょうか。

私も忘れてたんですが、まずは私のほうから。資料5の土地利用基本計画書もさることながら、多分、われわれはその前の資料4の提言というのをつくって、高知県知事宛てに提出するということですね。何かそうかなと思ったんですけど。

ですから、マイクを持っているとこんな発言はできないですが、まあ、提言案のほうは、ある意味、その土地利用基本計画書そのものではないということで、少し冒険はできるかなという気はいたします。ただし、そうとはいえ、大事なものはやっぱり法令に則ったものは基本計画書ですね、資料5でございます。

ですから、まずは、資料4の「記」の下、5つの柱が書いてあります。この5つの柱をもとに資料5、基本計画書が展開されるということですね。そのへんについて、あとは、資料6の今後のスケジュールについて、ご意見、ご質問等々いただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。いかがでしょうか。

ちょっと私、委員としての発言です。決して会長としての発言ではございません。一委員としての意見です。

資料4の提言案のほう。先ほど会長としての私から「少し冒険できそうだね」という話をさせていただきました。じゃあ、ちょっと冒険しちゃえということで、今日、報告のところで私と藤本委員から出てきたモニタリングの話、モニタリングを体系的にできるようにしましょうみたいなことを、この提言案の前文のほうに、どこか書き込めないかなと思うんですが、ちょっとそれ、私、一委員としての意見でございます。

先ほど、せっかく委員からああいう具体的な案も出たところですし、どこまで具体的に書くかという話はまた別ですね。例えば、林地開発許可がどうのこうって書きちゃうと、ちょっと具体的過ぎるのでそういう書き方はできないと思います。少し抽象的にならざるを得ないと思いますが、そういうモニタリングをしましょうみたいなことをこの提言案の前文に書けるといいのかなというふうに思います。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等々。

(委員)

会長、いいですか。

(笹原会長)

はい委員、お願いします。

(委員)

そのモニタリングというのは非常に重要なことで、やはりあんまり具体的にじゃなくてもいいけど、前回の、現状ぐらいの程度を写真と文章でちょっと書くと。それによって、荒らしている、荒れ地で放っている業者にはやはりこういう行政がある程度のそういう許可に対しての考え方をちょっと変えるとかいうふうにならないと、まったくこれ、無制限に許可取って、あと、バツと土捨て場にして、荒れ放題になるということが、多少、そのモニタリングで抑制される可能性はあると思うんですね。どこまで厳しい、その規制というのは難しいかもわからんけど、それだけでも全然違ってくると思いますね。

( 笹原会長 )

ほかにかがでしょうか。ほかの先生方。

( 委員 )

すいません。

( 委員 )

はい。資料4なんですけど、提言というかたちで誰に向けて提言しているのかということろなんですけれども、広く県民であったり、あるいは県そのものであったり、あるいは市町村であったり、土地の所有者、権利を有する者であったりすると思うんですが、この1から5を誰と共有するためにどこに提言しているのかというのを考えたいと思うんですね。というのは、提言して、われわれが審議するときの心づもりではなくて、これ、誰に対して提言しているのかと思うんですけど。

( 笹原会長 )

いい？

( 委員 )

すいません。誰に対して提言するというよりも、不特定多数というか、第5次基本計画というものをつくって、その計画を実効あるものにするためにどうすべきか。こうしていったらいいですよというふうな提言の部分と、それから自分たちのやらなくちゃいけない部分、誰に対して？と言われたらちょっとごちゃごちゃになってるなという感じはします。

( 委員 )

つまり、国のほうの、例えば第5次の参考資料を見ると、本当に素晴らしいんですね。というのは、住民が一番最後かな？ 2ページ目かな？ こういったこと。これからは日本の国土を守って行って、あるいは活用していくためには、地域主体の取り組みの推進が必要で、国民一人ひとりが国土に関心を持って、開発するときは開発する、守るときは守るということを考えないといけないんだ。素晴らしい考え方だと思うんだけど、それって何か、この審議会って、ちょっとした開発のその地図を描き直すのの審議、で、それは仕方がない。法律がそうなっているからというのは、それはよくわかるけど、本当に熱心に委員さんもご意見を言っていたらいいんだけど、本当にこの1から5が次の第5次では誰と共有して、そして、高知県のために、誰が考えて、で、止めるときは誰が止め、開発するときは誰が開発するっていう心づもりを持つんだらうかって、ちょっと根本的なところで考えてしまいますよね。



で、何か、土地の権利を持つてる人も、民間の業者もみんながこういう考え方を持ってやってくれたらいいけど、本当にそうなのかとか、いろいろあるんだけど、誰に対して本当に提言していくのかというのが、何かもうちょっとインパクトあってもいいのかなと思ったから言ったまでです。後押ししたくて言っただけで。

(委員)

おっしゃることは重々わかる。みんなフラストレーションがたまってる。

(委員)

ですね。

(委員)

そのフラストレーションがたまるとるんやけども、この会議でできることというのは限られてくる。そういった中で基本計画案をつくるというときに際して、基本計画に携わる人が私たちがこういったかたち、こういった思いでこの計画案というものを策定し、みんなにこういったものを共有しながら行動してもらいたいというのは裏にはあるけど、それよりは実際には、自分たちはこういった目を持ちながら、この土地利用基本計画に携わっていきますよ。皆さんも私たちが見ていることをちゃんと理解して、開発業者には理解してもらいたいし、その計画というものを広く人々にこの計画をつくったということによって知ってもらうという意味では皆さんに知ってもらいたい。いろんな意味がこの中には込められていると思います。

直接的な対象はやっぱり知事、行政の高知県知事に対して、諮問するというか、提言書を出すわけですから、行政のほうにこういった視点でもっとリーダーシップを持って計画を進めてもらいたいというのが私たちの中にはある。そういった意味で、ここには提言と書いてありますけど、実際には、あわせて知事のほうに提言するというかたちになります。

(委員)

ありがとうございました。それをもうちょっと、まあ、まあ、そうですね。諮問に対する回答だからこれでいいのかもしれないけど、もう少しきつく書いてもいいのかなと思ったんですけど。

(笹原会長)

やっぱり審議会ですから行政組織なので、自分たちの書きたいことを書けばいいというものでもないんですよ。やっぱり基本的にこの長い名前の審議会というのは、国土利用計画基本法でしたっけ？ 法律に基づいてつくられていますので、そこをわきまえなければならぬと思っております。そういう中でちょっとフラストレーションを晴らすためではな

いですが、この提言というものをつくって、少し、少しだけ自分たちの言いたいことを言おうと。

自分たちの言いたいことを全部言っても、要求が多すぎて誰も聞いてくれないと思うので、的確に一番大事なポイントだけちょこっと言うぐらいが多分いいのかなと個人的には思ってるんですけど。

(委員)

重々、私も別に喧嘩してあれではなくてね。例えばね、これ以上言ってもあれなんですけど、災害に強いとか、で、それはこの例えばハザードマップの地図で検討すればとか、それはわかるんですけども、本当にもう一步踏み込んだ、例えば、私たちだけじゃないけど、県も業者さんと話し合うときに、どういうふうに対応して、そこを考えたのかとかいう資料もそんなに私たちお聞きすることはない。私たちは別に反対するためにここにいるんじゃないということぐらいわかってるんですけども、かといって、なんというのかな、これ、提言します。これらのことを今後どういうふうにか、許可したり、開発を進められたのかというのを、こう、示してもらおうというのは結構難しいですよ。だけど、そこを考えてやってくださいねと。土地を持ってる人も、権利者もそれを考えてます。地域の人も考えます。それでいいのかな？ 第5次。それでいいんでしょうかね。

(笹原会長)

土地利用基本計画の変更のための観点を書いているわけではなくて、土地利用基本計画そのものの考え方を書いている。ですから、常日頃、われわれが年に数回集まって議論している。あれは、土地利用基本計画の変更で具体的な話なんですよ。そうではなくて、その大本、大本っておかしいか。

(委員)

そうやね。

(笹原会長)

だからこうなっちゃうんですよ。どうしたって。

(委員)

そうやね。

(笹原会長)

うん。今日の資料で言うと、資料1の一番初めの数字ばかり書いてあるページ、森林地域は何ha。

(委員)

あれからして古いもんね。

(笹原会長)

そう。あれなんですよ。これは。

(委員)

5地域のね。わかりました。一応、あれですが。はい。わかりました。ありがとうございました。

(委員)

今まではこういった感じのことは基本計画の中のいうたら初めの部分に、視点である、現在の高知県の状況、それでそういった中で、こういった観点で県土利用を進めるべきだということが若干書かれてたんですけども、それはそれで置いて、どういった人たちに対して、どういうふうに広く、もっと県土利用について考えてもらいたいし、そういった考え方の視点というものもこういった視点が重要ではないかと私たちは考えるというふうな、私たちの意見表明をここで、知事対象ですけどやっておこうと。計画案の中に盛り込まれたらそれが全然表に見えてこないんじゃないか。まあ、読みにくいだろう。まずはこれをつくろうと。

(笹原会長)

そうですね。うん。

(委員)

こういったかたちで、私たちの意見を。で、今度計画ができたなら、そのできた計画を広く県民に知ってもらって、こういった考えの、いうたら情報宣伝といいますか、そういったPRをどういうふうにしていくかは、また計画ができてからのワーキングの仕事になる。そのときには、資料1のような一枚刷りで皆さんにわかりやすいものをつくる。

(笹原会長)

そうですね。つくったらいいですね。

(委員)

ただ、そういうものをつくるにしても、印刷とかそういうお金がかかるし、私たちがこの図を描いてもいいものがないというのはわかってますので、そういった意味でどう

いったものを実際につくっていくか。やっと基本計画という骨組み、考え方ができたんで、またこれを図にして、今まで議論した結果を踏まえて新たな高知県版の概要書、PR版の概要書をつくっていきましょう。

最初の年には、PR版の小学生向けの、土地利用はこれだから重要よ、みんなで関心持ってねという資料を一生懸命つくってたんですけども、再度そこに立ち返って、県民全体にどういうふうに広報していくか。土地利用のことを考えてもらうようにしていくかというのは、来年度以降の計画になるかと。また、先生もぜひご協力をお願いします。

(委員)

そうですね。そういう啓蒙もね。はい。わかりました。ありがとうございました。ご丁寧な説明、ありがとうございました。

(委員)

はい。

(笹原会長)

はい。じゃあ、委員。

(委員)

今まで黙っていましたので。

感想めいたことになってしまうかもしれませんが、この提言の性格というのは大変わかりやすい説明をいただいて、よくわかりました。前文をちょっと考えたいと思うんですけども。

(笹原会長)

そうですね。

(委員)

私も過去何度か、この場であったかと思えますけれども、結局、高知県の土地利用、農地にしても、山林にしてもですね、いろいろ制度上の未利用地の使い方、あるいは所有者がもう不明になっている、所在がわからない。あるいは、所有者そのものが不明になっている。あるいは、共有がもう進みすぎているというような土地の問題等について、結局のところ、いろいろな制度上の枠組みはつくられつつありますけれども、やはりそれを実際に運用していける市町村の皆さんですとか、そういう方々は最終的には、財産権の壁、所有権の壁というものに突き当たってしまう。こういう言い方は悪いですけども、どうしても腰が引けるというのは実際のところでないかと思えます。

( 笹原会長 )

そうですね。

( 委員 )

ですので、そこに国もようやく民法の改正とかいろいろことはどうも検討はされてるようではありますけれども、地方のほうからいろいろな事例を積み上げていくというのもこれは一つ大事なことで。そこで、やはり一番最前線にいらっしゃる市町村、役場の皆さんはなかなかそこに踏み込みづらいというところもあるところを、ぜひとも県の皆さんにそこを何かバックアップなり、後押しをしていただくというような、少し一歩踏み込んだかたちにさせていただくのが一番いいのかなと、今のところはですね。そういう点で言いますと、そういうことは、結局その前文の第2段落目でありますかね。

( 笹原会長 )

うん。そうですね。

( 委員 )

土地はうんぬんと、地域住民の生活との関わり、あるいは、公共財産としての側面を持つと。こういった中で、所有者は配慮が重要でありますというふうに書いてあって、さらにその次の段落に入ると、啓発活動とともに、枠を超えて、関係者が相互連携しながらというくだりにおいて、そういった認識も示されているのかなと考えております。

先ほど会長もおっしゃられたように、やはりこの審議会もまた行政機関でありますから、さらにそこから一歩踏み込んで強い書き方にするというのはなかなかチャレンジだと思いますので。

ただ、私の今言ったような、そういう土地へのその財産権へのもう一歩の踏み込みというところは、こういった部分で表されているというふうに考えれば、もうこれはこれで。これ以上書くとすると、ちょっとさらにもう一歩覚悟がいるんだろうなとは思うので。

すいません。結局、今言ったような思いはここに込められているということを確認できれば、もう私はそれでいいかなと思っております。

( 笹原会長 )

今おっしゃられたキーワードの中で、例えば、所有者不明土地とか、そういう具体的なことを、全部は書けませんけれど、何か、ポロッと入れておくというのは、私はそれはアリかなと個人的には思うんですが、どうでしょうかね。

確かに、例えば第2段落目、読めばそういうふうに読めないこともない。財産権の問題。だけど、やっぱり先ほどどなたかがおっしゃいましたけど、これって抽象的なんですよ。

だからそういう、すべては書けないけれど、大事なキーワード、具体的なキーワードをポツと入れておくと、何か、アピールになるんじゃないかなと。ですから、先ほど未利用地、所有者不明土地、このあたりの話というのは、例の民法の改正の中でもそういうキーワードが飛び交っていましたが、そういうのを書いておくと、あっ、この人が言っていることはこういうことだなんて、わかる人はわかる。

(委員)

ええ。

(笹原会長)

全部を書いちゃうととても長くなりすぎるし、ですからそうですね、今の石垣委員のお話をお聞きしていて私が思うのは、そういう何か大事なキーワードを、すべては無理ですから少しでもポロツと入れておく。そんなことはやってみてもいいのかなと思うんですが、黒石課長、どうですかね。

何か個人、委員の笹原としてはそれを書きたいなと。私も元役人なんで思うんですけど、こういう提言の前文って抽象的でどうとでも読める。だけど逆に言うと、具体性がないから何も書いていないようにも見える。すいません。言い方が。

そういう中でやっぱり何か具体的なキーワードを入れ込んでおく必要があるのかなというふうにも。本体の中じゃないですよ、あくまでも前文の中ですけど。ちょっとそんなふうと思うんですが、いかがでしょうか、皆さん。

いっぱい入れ込みたいキーワード、多いと思います。だけどやっぱりそれを全部入れちゃうと、もうまた総花的になってしまって、よくわからない文章になるので、言いたいことの100分の7ぐらい入れ込んでおくぐらいが読みやすくなるのかなと私はちょっと思っております。ちょっとこれは、委員としての私の意見です。

いずれにしても何か具体的なキーワードを入れたらどうでしょうかというのが、委員としての私の意見です。それも前文の中に限りますけれど。

(委員)

「空き家」とか、「耕作放棄地」とかいうキーワードですね。そういったのをできるだけあまり入れないというか、ぼやかしたようなかたちに実は、これ、まとめて。意識的に、いうたら止めてるんだろうという。細かく書きすぎたらたくさん出てくるということもあって。

(笹原会長)

キーワードも出てたもんね。

(委員)

空き家なんかの問題も「生産資源としての土地」、これ、耕作放棄地とかというのが念頭にあるわけですね。それから、「資産としての土地価格の下落」、ここが空き家の問題であったり、そういった問題を意識して書いて。ここに入れるとすれば、そういった文言をここに付加するという話になってくるかと思います。

気になるのが、基本認識を今、三段論法的に構成してます。ここのところの基本認識が資産価値としての土地、あるいは、生産資源としての土地の価値が下がってきている。だからみんな、効率的に利用する人のところに利用権の集積なり、資源集積しなくちゃいけない。また、土地はみんなの財産であって、一人の者が使えるものじゃないというか、動かせない、移動させることができない、生産することができない資源である。そこにあるものをそこにあるまま使わなければ、やっぱり地域の人たちとの生活、あるいは地域の人たちの活動を意識したかたちで使ってください。そこにはやっぱり、私権の制約ということをお願いしたいんですけど、オブラートに包んで、それは言わないでここにも書いている。

また、それらのことについては、みんなで枠を超えて、今まで市町村とかそういった広域的な利用を今後考えていかななくちゃいけない。市町村の枠、産業の枠、それからいろんな所有とか、そういった枠を超えてみんなで考えていかななくちゃ、管理していくシステムが必要になってくる。それは農業のほうでは農地バンクみたいなかたちで、農地中間管理機構とかいう話になってくるわけですけど。

そういった3つの基本認識でここでは書いてありますけど、これ以外の認識として、持続社会とか、そういったものが、これ、盛り込めてるのかなとかね。SDGsとか言われるものがこの中には視点として入っているのか、入っていないのか。それが入ってないのがちょっと気になるのが私の今のところではあるんです。持続社会という言葉を利用のほうでそれを使って、持続社会に配慮したみたいな言葉をもっと入れたら良かったのかなという感じがするんですけど、何か、もう一工夫したらそういったものも盛り込んだかたちになるのかも。

それからモニタリングについては、やっぱり入れるとすれば、2行目の一番最後の段落の真摯に審議し、モニタリング会議なども、モニタリング等なんかも踏まえながらみたいな感じで、審議会として積極的に意見表明していきますみたいな言葉をポンとここに入れることはできるんじゃないかなというふうに思います。

(笹原会長)

モニタリングに関しては、審議会がモニタリングするっていうよりは、皆さん、モニタリングしましょうよみたいな。

(委員)

そちらの表現にしますか。

( 笹原会長 )

うん。だって審議会なんてっていう言い方ないですけど、常設機関ではないですし、やっぱり頑張っていたきたいのは、先ほどの石垣委員の話にもありましたけど、市町村なり、県ですから。

( 委員 )

そういう感じ。上の文節に入ってくるということですか。

( 笹原会長 )

上のほうがいいのかなっていう気は。

( 委員 )

上のほう。

( 笹原会長 )

ええ。さっき見ている。

( 委員 )

「そして」のところの。

( 笹原会長 )

「そして」ぐらい。

( 委員 )

3段落目の文節のところに。

( 会長 )

うん。「関係者が」みたいな感じで。うん。

( 委員 )

ここのところにSDGsも入れながらでも大丈夫ですか。

( 笹原会長 )

SDGsはね、さっき見てたんですけど、この「記」の下、5本柱の。



(委員)

5本柱に入ってますね。

(笹原会長)

うん。3番目の「自然と共生する土地利用を進めること」の本文の一番下の「持続可能な利用を基本とし」、ここで読めると思います。

委員のおっしゃる、そのキーワードをできるだけ排除したというところはわかりました。納得しました。ですから先ほどの個人の意見、撤回はしませんけれど、納得はしました。はい。だから、委員がおっしゃるように、それが読めればいいということで了解をいたします。

(委員)

私個人が書いたら過激になりそうなので、できるだけ抑えてというか、県の人意見を聞きながらまとめます。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

はい。

(委員)

先ほど、委員が大変丁寧かつ正確におっしゃっていただいたようなことだとは私も思いますので、ワーキングの座長のお話ですから、これは確実だと思います。私も納得しました。

(笹原会長)

はい。ほかの皆さんのご意見、いかがでしょうか。はい。じゃあ、畠中さん。

(委員)

いや、委員もおっしゃってないなと思って。

(笹原会長)

委員、何か、どうですか。

(委員)

なんか、私もこの審議会、今日の話じゃないですけど、審議会、何回か来てますけど、山林が減る話ばっかして、何かそういう県土いうたら、僕は山林の話をしゅうみたくないイメー

ジがうんと強かったんですけど。何か土地を利用、いうたら、街の中の商店街の土地も含めての話でええんかな？ 山林がどんどん減るばっかして、それも心配なのはやっぱり前から何回か言ったことがありますけど、開発、開発いうて、それこそ最後までちゃんとその開発した人が責任を持ってその地域に貢献するようなものをきちっとつくって、後世に残せるように責任を持ってやってくれるようなところをチェックする何がないと不安やな。特に最近、太陽光ばっかしですから。特に今、委員が言われたところなんか、何年先、大丈夫かなという不安があります。そういう意味ではちゃんとチェックしてもらいたいな。何かそういうのがこう、できんかな。

商店街らでもそうですけど、大きな開発して、民間企業が潰れて、そのまま逃げたら、あと廃墟になったというのは、よう高度成長のときにもありました。その後、ありましたけど、何かそういうの、高知県の森林が荒らされまくってということになったら、何か自然破壊になりますなというような感じでいつも。はい。すいません。とりとめのない。

( 笹原会長 )

ありがとうございます。多分森林の話は、私も初めの議論を聞いていて思ったのが、森林、森林、そうだなって思ってたんですけど、やっぱり土地の利用ということを見ると、森林だけじゃなくなってきて、グワッと広がってきた。そんな感じですよ、議論がね。だからこういう方向になるんだと思うんです。ええ。

で、そうですね。後半のその、これは適正な土地利用がちゃんとなされているかどうか。それをちゃんとチェックするということに関しては、先ほど私もモニタリングというかたちでご提案させていただいたんですが。

これ、やっぱりこの数年、私どもの議論の中でも非常に大きなテーマだと思うんですよ。ですから、どういうふうに、どこに書き込むかという議論もありますけれど、それは、なんていうのかな？ 今まであまり大声で言う人がいなかったのかもしれないけれど、やっぱり、これも個人の意見です。個人の意見ですが、今、私どものこの審議会の流れがそうなっているということもございますので、提言案の前文に書き込んでいたほうがいいのかなと。冒険であるのかもしれないけれど。ただもうモニタリングって結構いろんな大きな概念ですからね。はい。ありがとうございます。

ほかの方、ご意見いかがでしょう？

特に作成された皆さんはなかなかご意見、いただけにくいかなと。かなり考えて、考えて、ここに来たわけですから、それは私も認識しているつもりでございます。ですから、「記」から後ろのところですね。この土地利用基本計画書の5本柱、これについてはもうこうだろうなと個人的には思っております。

いかがでしょうか。

( 委員 )

じゃあ、最後に。

( 笹原会長 )

はい。委員。

( 委員 )

ちょっと私、参加できなかったからあれなんですけども、やっぱりちょっと国のほうのを見て、それからこれから第5次で、これから何年間か向けてということであれば、やっぱり参加というのはキーワードになってくると思うんですね、県民の。で、ただ、どう参加するのとかというのは、まだわからない。それはどの領域でもそうなんですけど、福祉でもなんでもそうなんですけれども、やっぱりみんなが考えていくんだ。どういうふうな土地利用とか、あるいは、どういう高知県にしていくのかということを考えるときに、参画までいかななくてもいいと思うんですけれども、「県民の参加」とか、そういう言葉って要るんじゃないかなとは思いますが、どうなんでしょうかね。その個人のほうの。

まあ、なかなか国土の利用計画というのは難しいけれども、管理にしても、開発にしても、防災にしても、自然との共生にしても、県民のそういう関心を持ってという、先ほどから言われていて、小学生でもわかるようなパンフレットをとということもありましたけれども、県民の皆さんにも関心を持ってもらって、ただ単に、その、陳情とか反対運動だけではなくて、県民一人ひとりが考えていかななくてはいけないですよということも提言するのであれば、「参加」という言葉はちょっと欲しいなというふうには思いますけど。

まあ、今入れてくださいというより、またご検討いただいたらというふうには思います。

( 笹原会長 )

これ、委員、どうですか。今のご意見。

( 委員 )

どこかに「参加」という、全体での参加という言葉がこの提言書の中で。

( 事務局 )

3段落目に。

( 委員 )

ありましたかね。

( 笹原会長 )

「そして」のところですね。

(委員)

はい。

(事務局)

「関係者が相互連携しながら一体となって」。

(委員)

あ、ありましたかね。

(笹原会長)

ただね。うん。

(委員)

非常に重要な、あの、キーワードになると思います。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

はい。委員。

(委員)

いや、委員がおっしゃってくださった「県民の参加」って、本当に大切なことなのかなと。この計画ができる、その考え方を広めるために広報手段も考えなければならないといったときに、それこそ、最初に委員がおっしゃった、誰に向けて今度広報するの？っていう。誰に向けての提言というのは、高知県知事に対してということですけど。

(笹原会長)

一応ね。うん。

(委員)

この計画を広報するってなると、まさしく受け手は誰なの？っていうことがとても大事になってくると思うんですが。そこで、県民の皆さんに。じゃあ、県民、何したらいいの？ってしたときに、この3段落目ですかね。「土地の利活用・維持管理体制を実現していく必要があります」というあたりをもう少し県民参加の目線で、モニタリングという視点も加味

しながら、みんなでそうした計画の実現を見守っていきましょうっていうようなニュアンスの言葉が足されておくと、うまく循環していくのかなというふうに思いました。

( 笹原会長 )

この3段落目、「そして」の文章をよく読むと、主語がはっきりしないところがあるんですが、暗黙のうちに主語が多分、役所、行政、産業、土地利用者なんですね、これ。

( 委員 )

そうなんです。

( 笹原会長 )

だからそれ以外の県民が入っていないので、そういう意味で今まさに委員がおっしゃったように、県民の参加を明確にわかるような文章につくる必要がある。

( 委員 )

少し膨らませるだけで大丈夫だと思いますけど。

( 笹原会長 )

膨らませる。うん。そうそう。で、まさにおっしゃっていただいたように、「各地域の実情に適合した土地の利活用・維持管理体制を実現していく」、これが目的ということにして、主語として、「県民の参加」ということがわかるような文章にするということですね。

( 委員 )

そうですね。

( 笹原会長 )

ちょっとそれは、必要だと私も思いますが、いかがですか。

( 委員 )

ちょっと今、具体的な案文が出てきませんけども。

( 笹原会長 )

今はやめよう。うん。

( 委員 )

6月に、臨時の審議会が予定されておりますけれども、そこに諮る前に多分、ワーキング

のほうで、もう一度この文章を練り直すことになりませんか。6月の会議がワーキングみたいなかたちになるかわかりませんが、先ほどの計画書にありましたけど、ともかくそこまでには一度練って作り直す必要があるかと思います。

( 笹原会長 )

そうですね。

( 委員 )

ただ、これから各所管に対して回すんですかね、この資料は。

( 事務局 )

そうですね。

( 委員 )

それには、ちょっと間に合わないかも、皆さんの審議を経てのものにはならないかもしれませんが。とりあえず今この段階では修正はかなわないかもわかりませんが、とりあえず回していただいて、それとは別途、各課の意見と合わせて今度の6月のワーキング、審議会のときには、ワーキングの、今回のあれも入れたかたちで案をつくり直して、また皆さんにお諮りして、最終的にご了解いただくという、そういった流れでいかがでしょうか。

ちょっと、今ちょっと頭がちょっと。

( 笹原会長 )

今はちょっと。うん。

( 委員 )

今は、ちょっと待ってねという感じです。

( 笹原会長 )

はい。

( 委員 )

ここでいい案がちょっと出てきませんので、すいませんけれども。

( 笹原会長 )

わかりました。

県庁内の会議にはちょっと間に合わないですけど、いいですかね。

(事務局 黒石)

はい。資料6の案があればですね。いわゆる提言案というのは、ちょっと個人的な感想なんですけれど、どっちかといったら、この当審議会の決意表明というか、宣言のようなものと言いますかね。ちょっと大袈裟になりますけど。

(笹原会長)

そうだね。

(事務局 黒石)

諮問を受け、答申をするにあたって、この審議会としてはこういうことを考えて、きちっと議論しますよという、宣誓というか、宣言書みたいな感じで聞き取れておまして、それをどのタイミングで出しても、諮問答申をするまでに出しておけば問題がないのかなと、個人的にはそう考えておりますが。

6月はもともとはワーキングのつもりでしたけど、どうせであれば、もう委員さんが全員集まったときに審議会を開いて、それで修正案の了解をいただきたいということで格上げしたんですけど、その前に必要であればワーキングも開催して、この提言の整理をしていただければと考えております。

(笹原会長)

ワーキングを開くかどうかはまた座長とご相談いただいて、お願いしたいと思います。そうしましたら、その3月、今年度中の県庁内の協議には、そういう性格の文章では確かに必要ないですね。

(事務局 黒石)

何かこちらが働きかけて、それに対するアンサーではないですので、いわゆるこの審議会の思いというか、決意表明というか、そういったかたちですので、それをちゃんとわれわれ、行政がわかっておけよという、さらにその向こう側における県民の方に対するアピールと言いますか、宣言にあたるんじゃないかなと思っておりますので。

(笹原会長)

そうですね。はい。わかりました。

ですから、一応、高知県知事に出す提言案ではありますが、高知県知事に出すということは、県及び市町村、行政に対して出すわけですけど、その向こうにおられる県民の皆さんに対して問いかけをするという位置づけです。

ちょっとまとめますけれど、今日出た意見としては、この特に前文に関して。特に、今、

黒石課長がうまくまとめていただきましたけど、前文ですね。高知県国土なんとか会長、笹原克夫の上の部分が私どもの思いですから、ここのところですね。2つ出たキーワードが、1つが「県民の参加」。どういう日本語にするかは別として、「県民の参加」がわかるような書き方をすると。

もう1つが、私が「モニタリング」と言った、要は土地利用の、改変された土地のフォロー、追跡ということをやび訴えたいということで、この2点を今日は意見として出たということにしたいと思います。

あと何か重要な概念があれば、また用地対策課にお寄せいただければ幸いです。その時点で、まずは私と座長と少しご相談申し上げて、必要があれば皆さんとも協議したいと思います。

そんなところで今日はよろしいでしょうか。

そうしましたら、この土地利用基本計画書及び提言案について審議を終了したいと思います。ちょっとまた20分ほど時間超過しましたがけれど、一応、議事次第に載っている、(5)の検討事項まで議事を終了いたしました。

次は(6)のその他ですが、これ以降、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

#### 4 閉会

(司会)

これをもちまして、第58回高知県国土利用計画審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。